



総務省

市町村税関係資料

平成28年2月19日（金）

自治税務局市町村税課

目 次

〔Ⅰ 個人住民税の概要〕.....	1
個人住民税に係る今後の課題等.....	24
〔Ⅱ ふるさと納税関係〕.....	40
〔Ⅲ その他市町村税関係〕.....	51
〔Ⅳ マイナンバー・電子化関係〕.....	65

I 個人住民税の概要

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村（都道府県）に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税（所得割）への税源移譲を実施（約3兆円。平成19年度個人住民税から）
→5、10、13%の3段階から、10%（市町村：6%、都道府県4%）の比例税率へ移行

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率（年額）
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税込	納税義務者数
個人住民税	約3,200億円	約6,100万人

※復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円（市町村民税500円、道府県民税500円）引上げられている。

所得割 納税義務者（※）の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの（一律10%）

（※）非課税限度額の制度あり

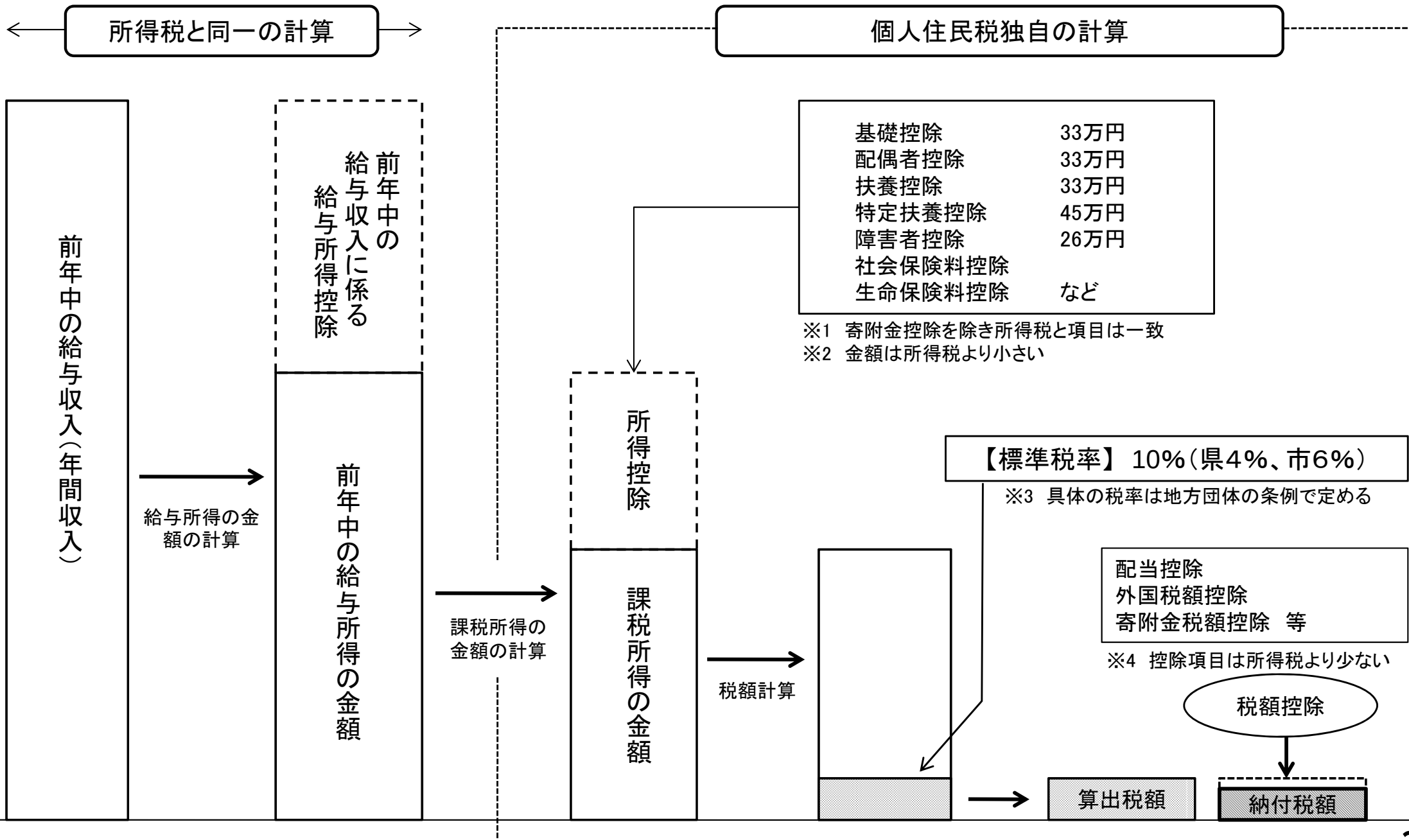
	標準税率
市町村民税	6 %
道府県民税	4 %

	税込	納税義務者数
個人住民税	約11兆5,100億円	約5,600万人
（参考）所得税	約17兆1,000億円	約5,200万人

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5% 税込 約5,000億円

（注）1. 税込は、個人住民税は平成26年度決算額、所得税（復興特別所得税を含む。）は平成26年度決算額による。
2. 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成27年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日法律第118号）に基づく。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



個人住民税の概要（所得税との比較）

区分	個人住民税				(参考) 所得税	
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県				国	
納税義務者 （括弧内の数字は平成27年度における納税義務者数）	①市区町村・都道府県内に住所を有する個人（均等割6,059万人・所得割5,588万人） ②市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人（①に該当する者を除く）（均等割25万人）				日本国内に住所又は居所を有する個人等 （所得割の納税義務者のうち、所得税の納税義務者数は5,212万人）	
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）				申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）	
課税標準	（所得割）前年中の所得金額				所得金額（現年）	
税率	所得割	＜総合課税分＞			課税総所得金額等 税率	
均等割		標準税率			一律 15%	
		（都道府県）	（市町村）	（合計）	一律 15%	
		一律	4%	6%	10%	一律 15%
		＜分離課税分＞ （例）課税長期譲渡所得金額			課税長期譲渡所得金額	
		（都道府県）	（市町村）	（合計）	一律 15%	
		一律	2%	3%	5%	一律 15%
	均等割	標準税率（年額）			一律 15%	
		都道府県	1,500円		一律 15%	
		市町村	3,500円		一律 15%	
		（注）復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（市町村分500円、都道府県分500円）引き上げている。				

区分	個人住民税		(参考) 所得税	
所得控除	・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・特定扶養控除	33万円 33万円 33万円 45万円 等	・同左 ・" ・" ・" 等	38万円 38万円 38万円 63万円
課税最低限	夫婦子2人の給与と所得者（子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象） 294.5万円（平成27年度分） ※非課税限度額は271.4万円		354.5万円 （平成26年分）	
税額控除	(二重負担を調整する主旨のもの)			
	・配当控除 ・外国税額控除 ・配当割額控除 ・株式等譲渡所得割額控除		・配当控除 ・外国税額控除	
	(税源移譲に伴う調整)			
	・調整控除 ・住宅借入金等特別控除		・調整控除 ・住宅借入金等特別控除	
	(その他)			
	・住宅借入金等特別控除 ・寄附金税額控除		・住宅借入金等特別控除 ・試験研究を行った場合の特別控除 等	
税收 〔平成26年度 決算額〕	123,292億円 〔均等割3,225億円、所得割115,091億円、 利子割1,124億円、配当割2,431億円、 株式等譲渡所得割1,421億円〕		171,394億円	

納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人 イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者（退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）
イ 均等割が非課税とされる者 （均等割の非課税限度額）	・ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 35 万円 生活保護基準の 級地区分の1級地 一定の基準 = 31.5 万円 " 2級地 28 万円 " 3級地 本 人 × { 控除対象配偶者及び 扶養親族の合計数 } + 21.0万円 18.9万円 16.8万円
ウ 所得割が非課税とされる者 （所得割の非課税限度額）	・ 所得割を課すべき者のうち、前年の総所得金額等の金額が以下の金額以下の者 35万円 × 本 人 { 控除対象配偶者及び 扶養親族の合計数 } + 32万円

（注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

現行の非課税限度額の基準

均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は、個人住民税が非課税とされている。

【地方税法(抄)】

第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税の均等割及び所得割・・・(中略)・・・を課することができない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助を受けている者

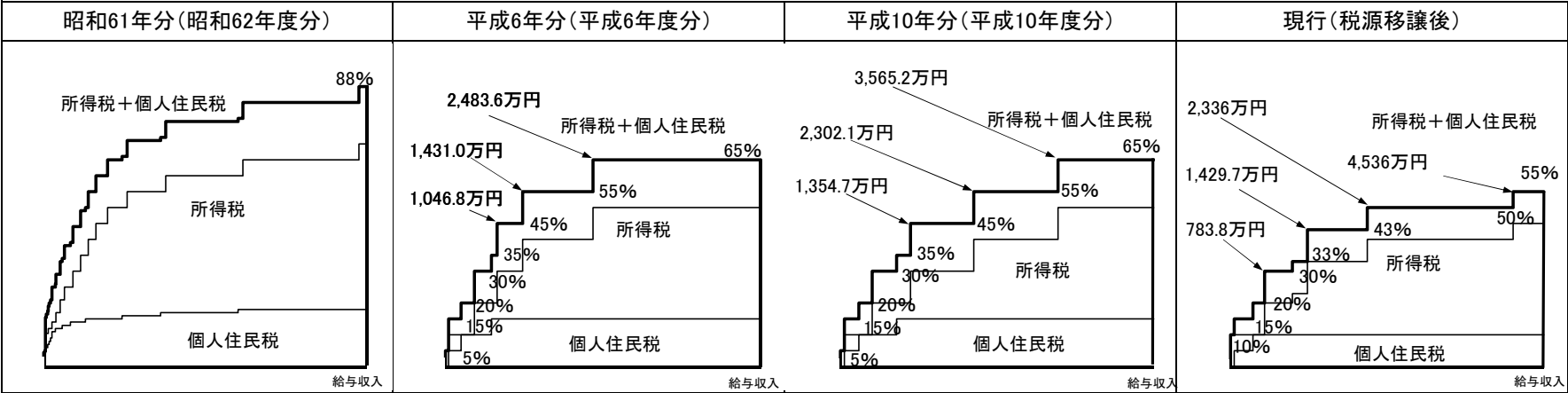
個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）

年 度			昭和 2 5	昭和 2 6	昭和 2 9	昭和 5 1	昭和 5 5	昭和 6 0	平成 8	平成 1 6	平成 1 9	平成 2 6	平成 2 7	平成 2 8
区 分	市 町 村 民 税	標準 税率	人口50万以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円		
			人口5万以上50万未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円				
			その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円				
			道府県民税（標準税率）			—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,500円

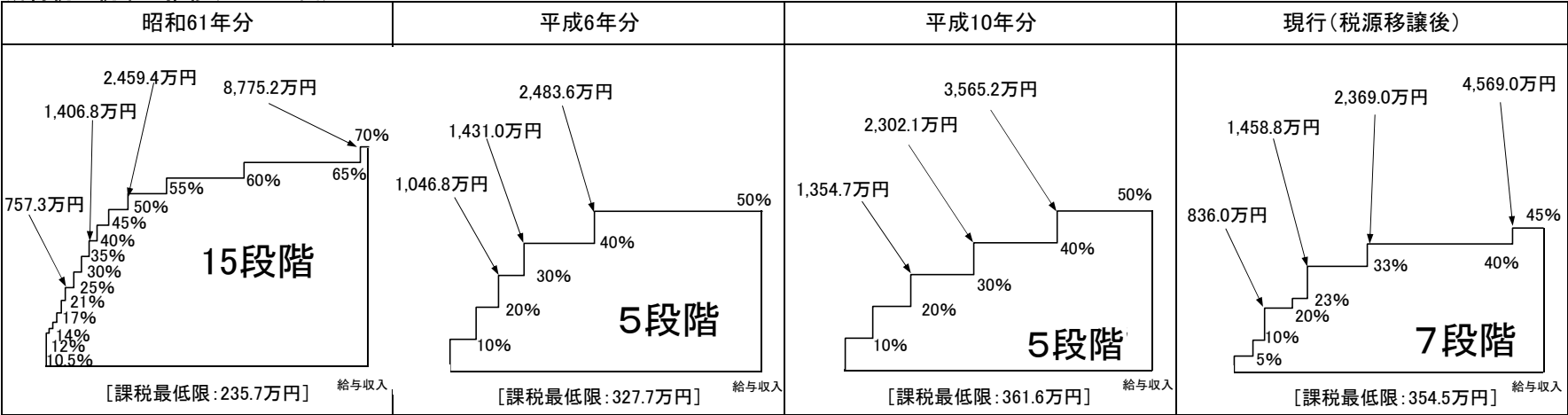
個人住民税収入額	(億円)	道府県民税 A	—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095	22,618	48,224	51,025	51,491	52,217
		市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075	54,664	72,939	71,143	71,244	72,150
		計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	77,282	121,163	122,168	122,735	124,367
	うち均等割	道府県民税 D	—	—	19	98	174	266	456	468	695	1,112	901	912
		市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143	1,375	1,756	2,113	2,104	2,127
		計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,843	2,451	3,225	3,005	3,039
	D／A		—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7	2.1	1.4	2.2	1.7	1.7
	E／B		18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8	2.5	2.4	3.0	3.0	2.9
	F／C		18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.4	2.0	2.6	2.4	2.4

- (注) 1 税率は、年額であり、個人住民税収入額の平成26年度以前は決算額、27年度は決算見込額、28年度は地財計画額である。
- 2 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度から昭和40年度の道府県民税均等割の収入額は、個人住民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額により按分した数値による。
- 3 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含み、利子割は含まない。
- 4 復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。

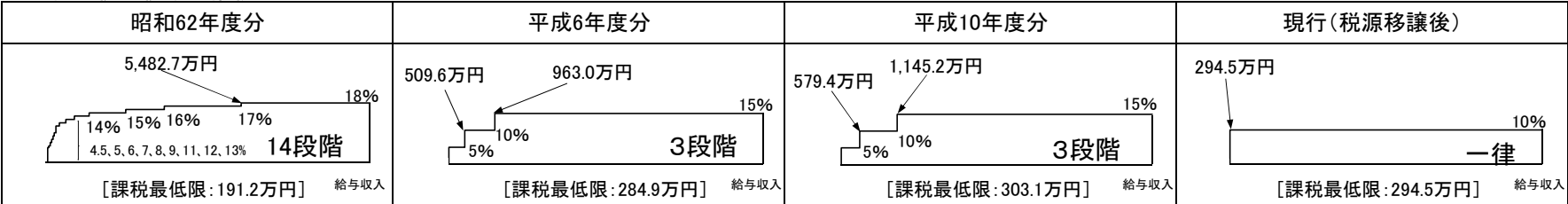
所得割の税率の推移 個人所得課税の税率の推移（イメージ図）



所得税の税率の推移(イメージ図)

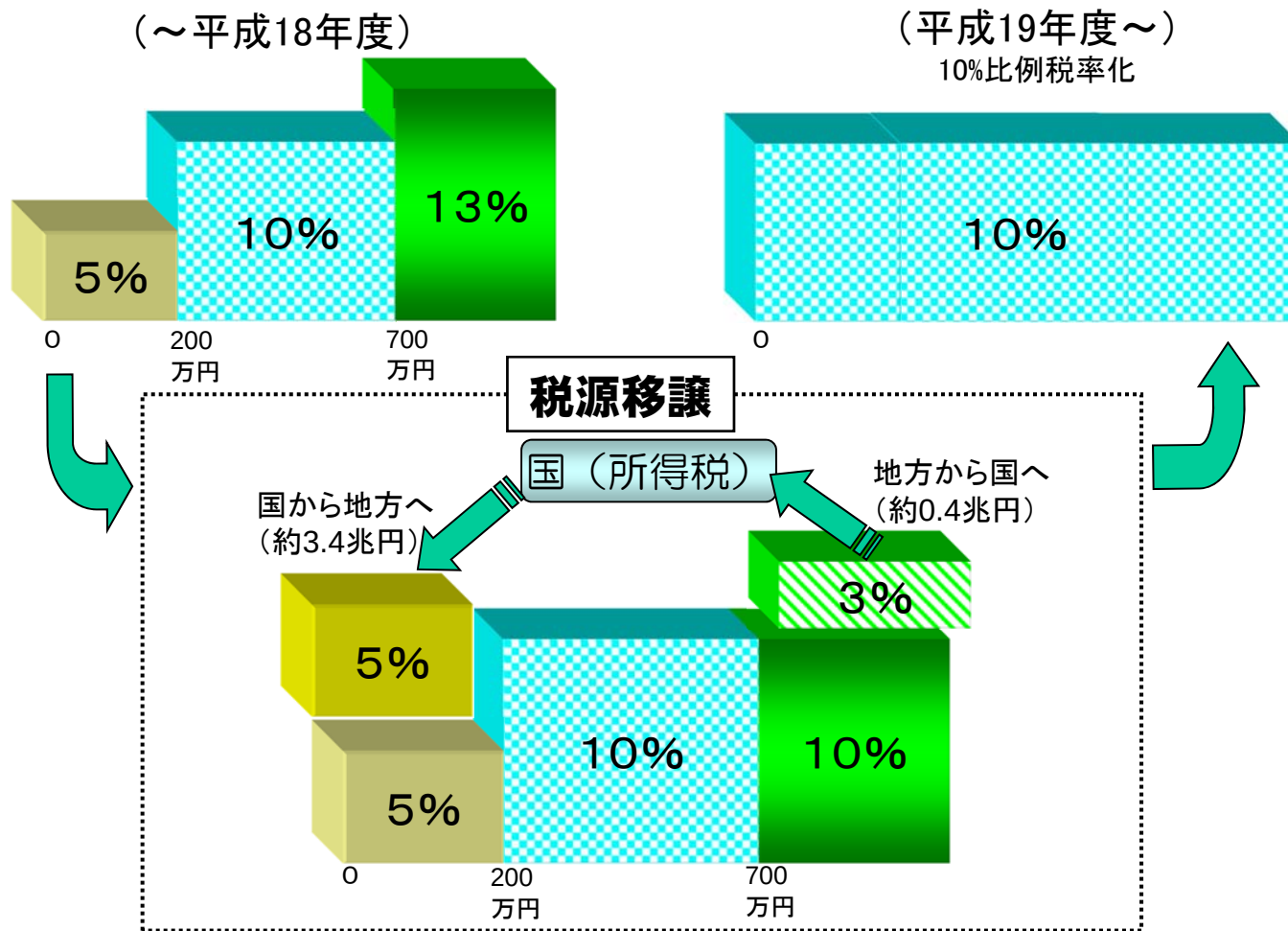


個人住民税の税率の推移(イメージ図)



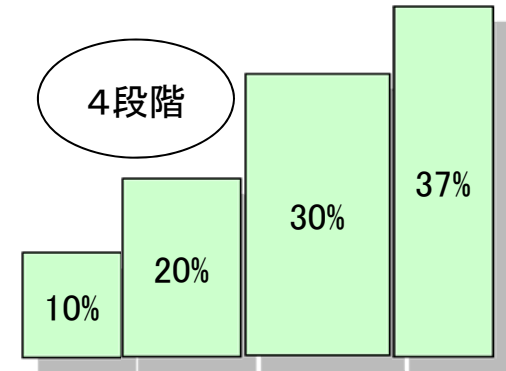
(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。
2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。
3. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。
4. 現行の課税最低限について、所得税は平成28年分、住民税は平成29年度分の場合の数値である。
5. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。

10%比例税率化による個人住民税の応益原則の強化

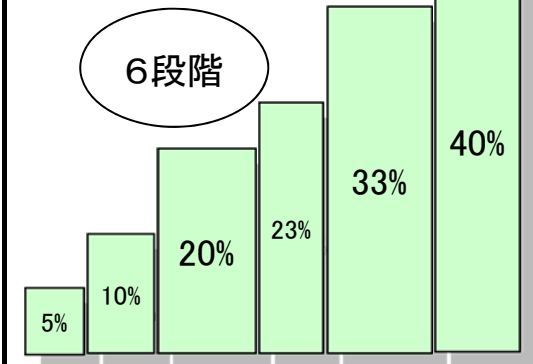


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～)



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となっている

- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

個人住民税に係る標準税率以外の税率実施状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在 税率等に関する調べ より)

均 等 割

道府県民税 (標準税率：年額 1, 500 円) ※復興財源確保のため、平成 26 年度から 35 年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年 500 円引き上げている。

○ 実施中 35 団体

- | | |
|--------------------------|---|
| ・ 税率 年額 1, 800 円 (1 団体) | 神奈川県 (19 年度～) |
| ・ 税率 年額 1, 900 円 (1 団体) | 静岡県 (18 年度～) |
| ・ 税率 年額 2, 000 円 (20 団体) | 高知県 (15 年度～)、岡山県 (16 年度～)、
島根県、山口県、熊本県、鹿児島県 (いずれも 17 年度～)
奈良県、大分県、宮崎県 (いずれも 18 年度～)
富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県 (いずれも 19 年度～)
長野県、鳥取県、福岡県、佐賀県 (いずれも 20 年度～)
愛知県 (21 年度～)、山梨県 (24 年度～) |
| ・ 税率 年額 2, 200 円 (3 団体) | 栃木県 (20 年度～)、愛媛県 (22 年度～)、群馬県 (26 年度～) |
| ・ 税率 年額 2, 300 円 (3 団体) | 滋賀県、兵庫県 (いずれも 18 年度～)、秋田県 (20 年度～) |
| ・ 税率 年額 2, 500 円 (6 団体) | 岩手県、福島県 (いずれも 18 年度～)、山形県 (19 年度～)、茨城県 (20 年度～)、
岐阜県 (24 年度～)、三重県 (26 年度～) |
| ・ 税率 年額 2, 700 円 (1 団体) | 宮城県 (23 年度～) |

※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

市町村民税 (標準税率：年額 3, 500 円) ※復興財源確保のため、平成 26 年度から 35 年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年 500 円引き上げている。

○ 実施中 4 団体

- | | | | |
|-------------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|
| ・ 税率 年額 3, 200 円 (1 団体) | 名古屋市 (愛知県) (24 年度～) | ・ 税率 年額 4, 000 円 (1 団体) | 夕張市 (北海道) (19 年度～) |
| | | ・ 税率 年額 4, 400 円 (1 団体) | 横浜市 (神奈川県) (21 年度～) |

※名称：横浜みどり税

所 得 割

道府県民税 (標準税率：一律 4 %)

○ 実施中 1 団体

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 税率 4. 025% | 神奈川県 (19 年度～) |
|--------------|---------------|

市町村民税 (標準税率：一律 6 %)

○ 実施中 5 団体

- | | | | |
|-------------|---------------------|-------------|--------------------|
| ・ 税率 5. 70% | 名古屋市 (愛知県) (24 年度～) | ・ 税率 6. 10% | 豊岡市 (兵庫県) (21 年度～) |
| | | ・ 税率 6. 50% | 夕張市 (北海道) (19 年度～) |

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

		創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件
				【現行(平成27年度)】	(参考) 所得税(平成26年)	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配 偶 者 控 除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控 除 対 象 配 偶 者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	—
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	—
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である 配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
	扶 養 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一 般 の 扶 養 親 族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親 族を有する者	33万円	38万円	—
	特 定 扶 養 親 族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老 人 扶 養 親 族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常 況としている者	53万円	75万円	—
	寡 婦 控 除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する 者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡 夫 控 除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤 労 学 生 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方法	
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額＋災害関連支出の金額)－年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{c} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$	
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額	
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額	
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)
	新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)	

(注) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

個人住民税の税額控除

税額控除の種類	趣 旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
住宅借入金等特別税額控除	
	消費税引上げに伴う特例的な措置
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）や都道府県又は市町村が条例で指定した寄附金等を控除（地方団体の受益の範囲内）

主として
課税技術上
の控除

（参考）所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除の種類
個人	既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除
	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除
	認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別控除
	中小企業者が機械等を取得した場合の特別控除

所得税の政策的税額控除は、個人住民税には設けられていない

税制抜本改革法（抜粹）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律

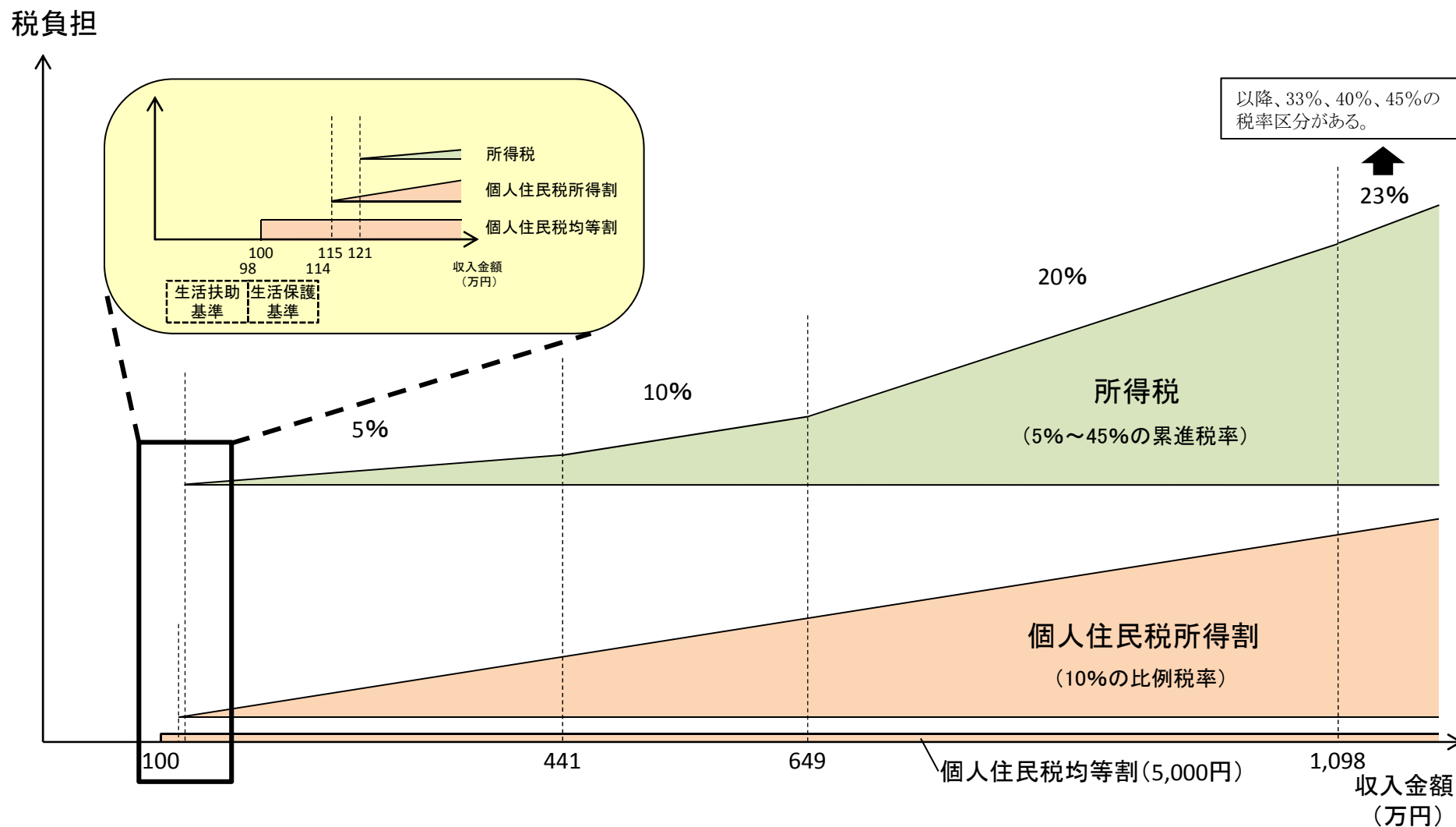
（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) （略）

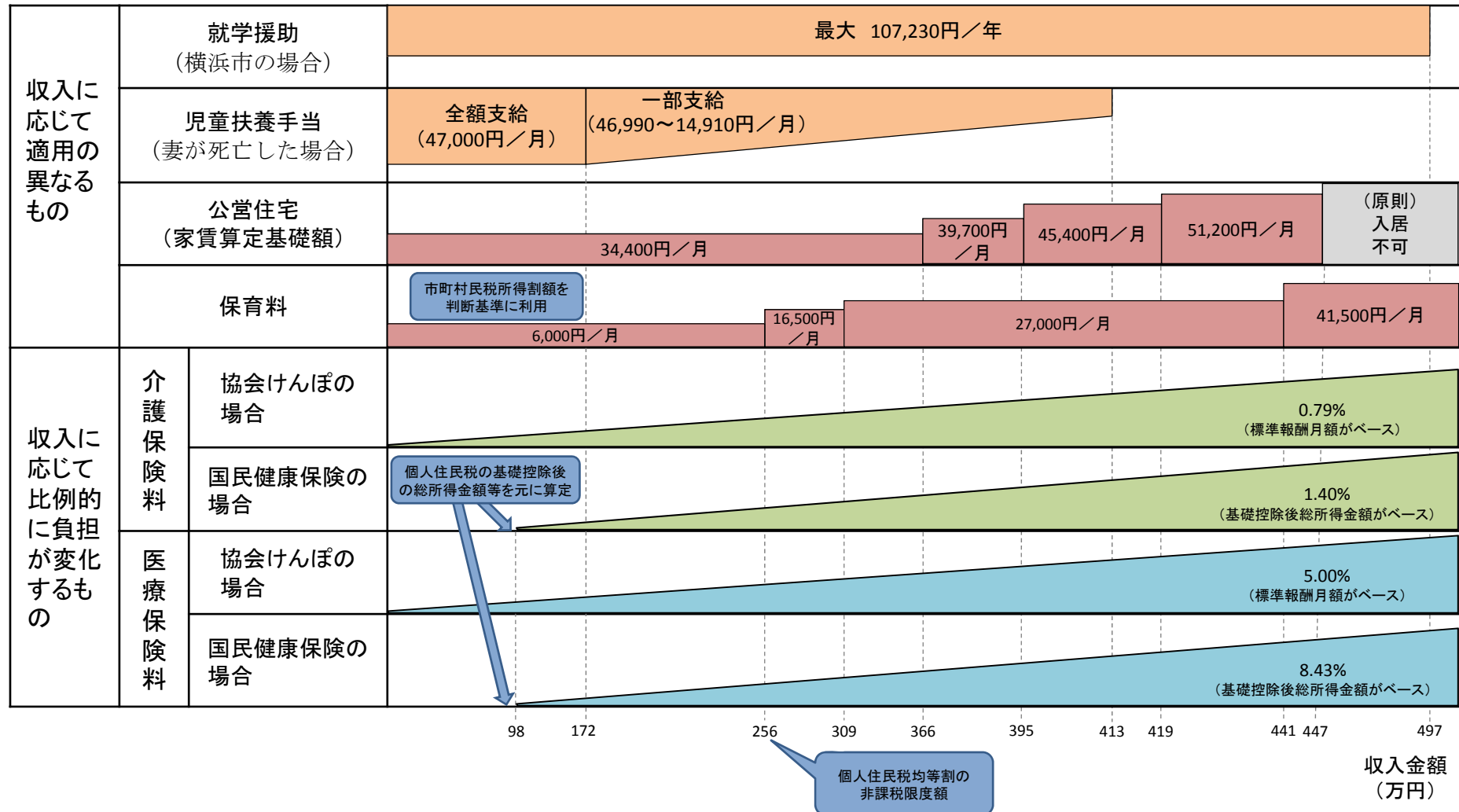
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
 (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
 (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
 (注4) この他、復興特別所得税がある。

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

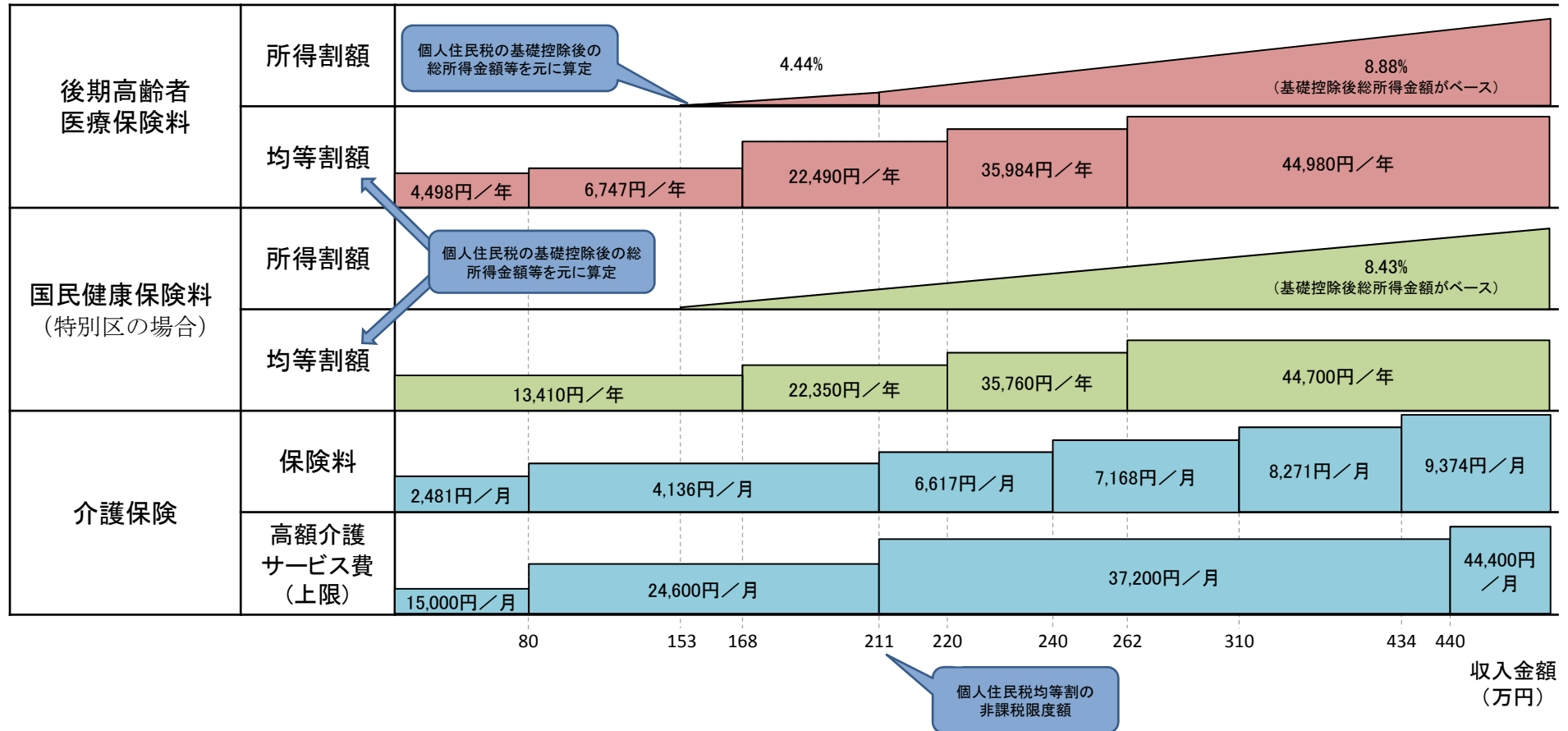
(注2) 平成27年4月時点ベースで作成。

(注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

(注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。
このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年、医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(2/2)

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。

(注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

(注3) 平成27年4月時点ベースで作成(高額介護サービス費については、平成27年8月時点ベース)。

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの(保育料)や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの(国保料・後期高齢者医療保険料)等がある。

納付すべき税額の確定方式と徴収方法

【納付すべき税額の確定方式】

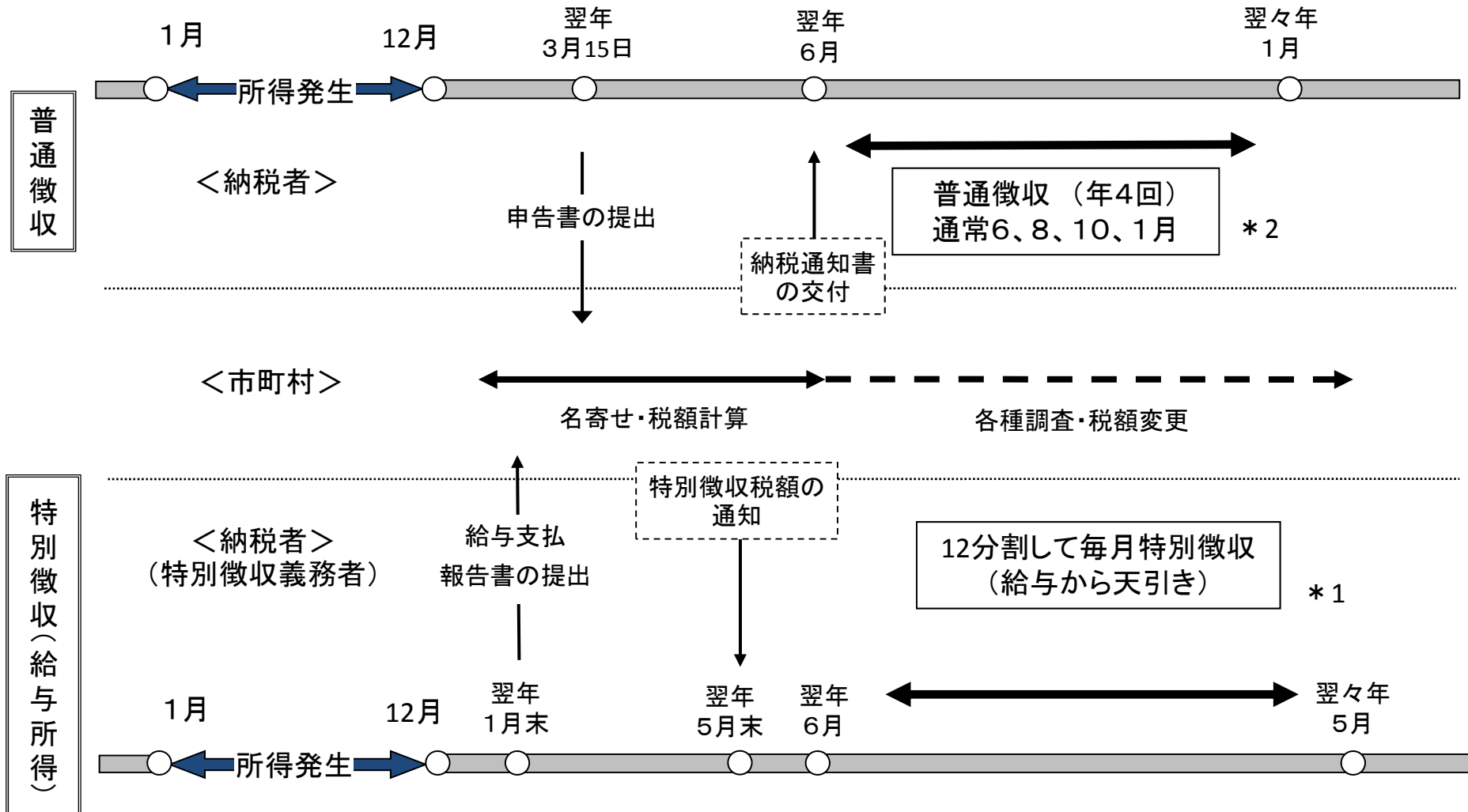
- 申告納税方式 … 納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付する方式
- 賦課課税方式 … 納付すべき税額を、課税権者が行政処分（賦課処分）により確定させる方式

【徴収方法】

- 普通徴収 … 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。
- 特別徴収 … 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税額を納入させること。

個人住民税の賦課・徴収方式について

個人住民税では、給与所得、事業所得等主要な所得については、翌年度に課税・徴収している。



*1 市町村から納税額を特別徴収義務者(企業等)に通知した上で、給与からの天引きにより徴収。

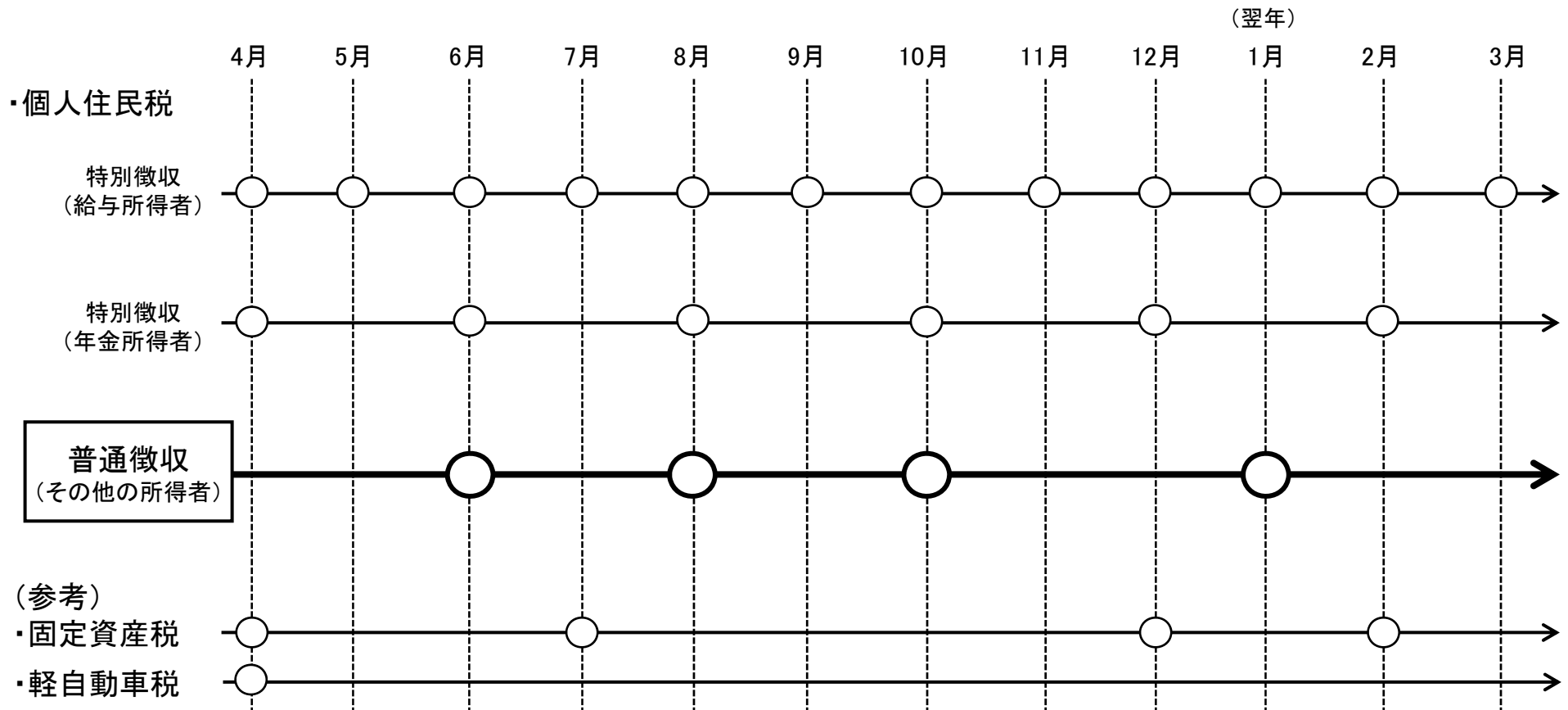
*2 納税者が市町村からの納税通知書を受け、自ら納付手続を行う。

(注) 退職所得など、上記と異なる方式で課税・徴収される個人住民税がある。

個人住民税（普通徴収）の納期について

- 普通徴収による個人住民税の納期は、固定資産税等の納期と重複を避け、納税義務者の税負担の時期が集中しないよう考慮して、6月、8月、10月及び1月の四期とされている。

<市町村税の納期:○印>



個人住民税の概要（金融所得課税）

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割	利子等に対する課税 税率 5%	税込: 約1,100億円
○配当割	一定の上場株式等の配当等に対する課税 税率 5%	税込: 約2,400億円
○株式等譲渡所得割	一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税 税率 5%	税込: 約1,400億円

（注） 税込は、平成26年度決算額による。

主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当（大口以外） 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20%
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20%
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税※ (28.1.1～) ・特定公社債等の利子等について ⇒ 申告不要又は申告分離課税	20%
割引債の償還差益	雑所得 (28.1.1～) ⇒ 譲渡所得	源泉分離課税 (28.1.1～) ⇒ 申告不要又は申告分離課税	18%（国税のみ） (28.1.1～) ⇒ 20%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	非課税 (28.1.1～) ・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 申告不要又は申告分離課税 ・一般公社債等の譲渡益について ⇒ 申告分離課税	非課税 (28.1.1～) ・特定公社債等の 譲渡益について ⇒ 20%

※同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象(28.1.1～)。

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要（詳細）【現行】

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要（全体像）

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者（都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける者に限る。）※法人を含む	一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受けるもの（都道府県内に住所を有する個人に限る。）	所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの（都道府県内に住所を有する個人に限る。）
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額）
④税率	5 %（所得税15%）	5 %（所得税15%）	5 %（所得税15%）
⑤徴収方法等・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥法人税割又は所得割との調整	（法人税割との調整）法人に課された利子割については、法人税割との二重課税を調整するため、法人道府県民税の申告の際、利子割額の法人税割額からの控除又は還付等を実施	（所得割との調整）納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除	
⑦交付金	各収入額（利子割については調整後の利子割額）から徴税費相当額（1 %）を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税收	1, 124 億円（26年度決算額）	2, 431 億円（26年度決算額）	1, 421 億円（26年度決算額）

* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、納入することとされた。

* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

個人住民税に係る今後の課題等

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

平成27年11月
税制調査会

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

- 本年6月30日に閣議決定された「骨太方針2015」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」）においては、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。
- 当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「一次レポート」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成26年11月7日・税制調査会）において「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」への配慮の重要性を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針2015」の方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの。

● 税制のあり方の検討にあたっての論点

（個人所得課税）

- 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し
- 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

（資産課税）

- 相続税の有する資産再分配機能の適切な確保
- 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元
- 「老老相続」の増加を踏まえた資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとするのが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化。

● 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

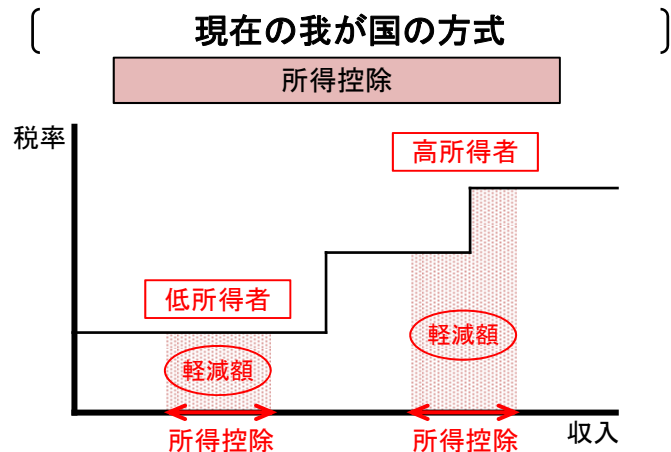
- 平成6年の税制改革において中高所得層を中心に大幅な累進緩和を実施。社会保険料負担の引上げと相まって、この四半世紀の間で、個人所得課税・社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、中堅所得層以上において低下。
- 平成6年当時の平準化していた所得分布の状況は変化し、若年層における非正規雇用も増加するなど、人々の働き方や家族のあり方を巡る状況も大きく変化。会社が提供してきた従来のようなセーフティネット機能や家族のセーフティネット機能は低下。



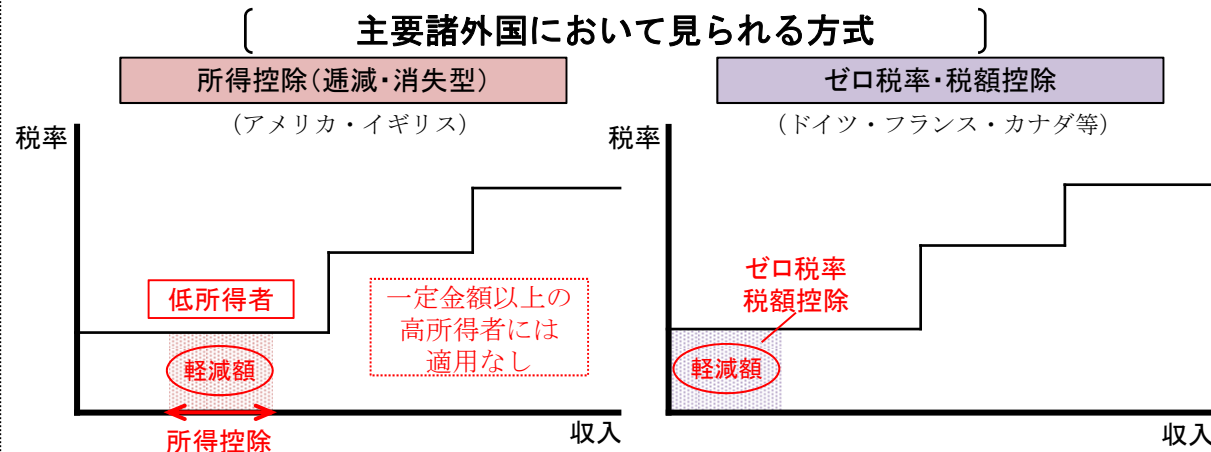
- 若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするため、
 - ・ 所得控除方式の見直しにより、所得再分配機能の回復を図るとともに、
 - ・ 「一次レポート」で提示した選択肢^(※)についてさらに検討を深める必要。
- ※ A案：配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充
 B案：いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充
 C案：「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充
- 家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要。

税負担能力に対する斟酌や政策上の配慮を行うための方式

- 今後、所得控除方式を採っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格等も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方も含めて幅広く検討していく必要。



- 限界税率が高い高額所得者ほど軽減税額が大きく、所得再分配機能を高める観点からこれに代わる制度のあり方も検討する必要。



- 我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能。

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

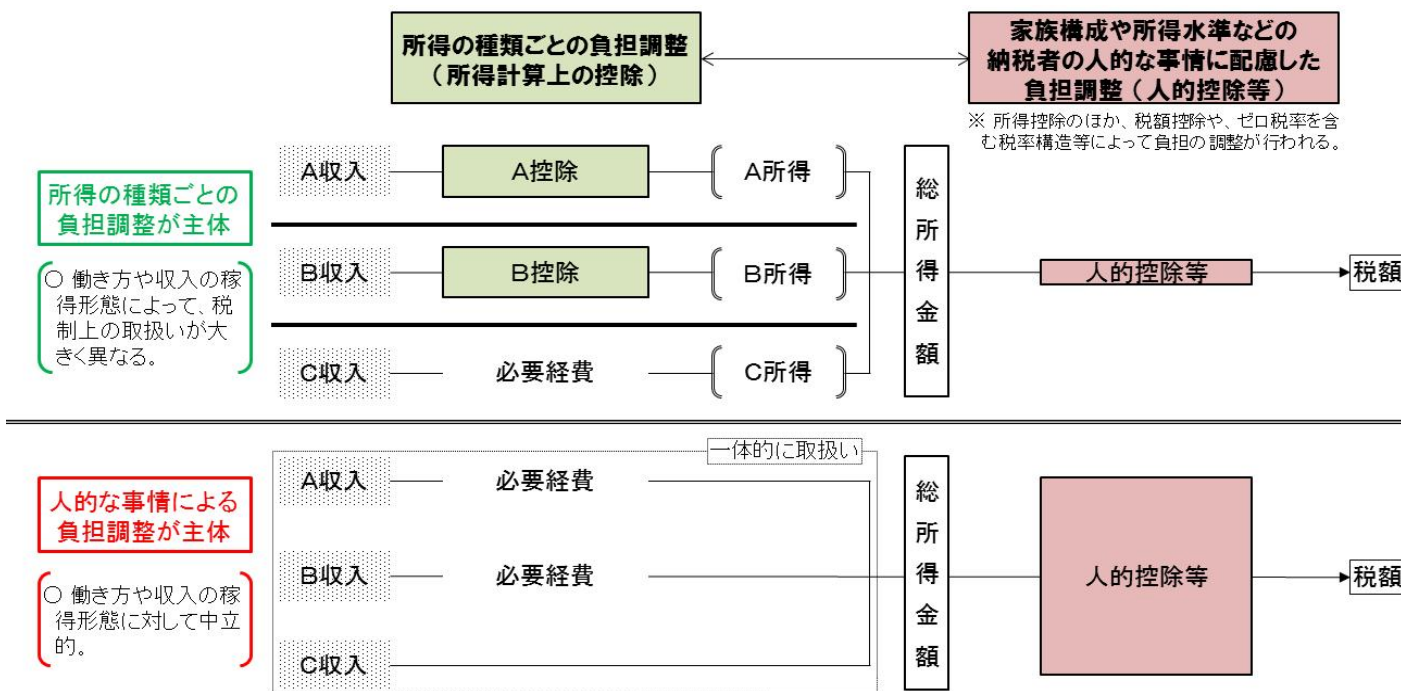
- 働き方は、様々な面で多様化。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が増加。給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。
- 家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増加しているとの指摘もあり、家族のセーフティネット機能は低下。



- 税負担の調整のあり方としては、所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から、所得の種類ごとに負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の役割を高めていく必要。

税負担の調整における「所得計算上の控除」と「人的控除」

- 我が国では、給与所得者が納税者の大半を占めるに至る中、個人所得課税の負担軽減を行う際には、給料や年金といった所得の種類ごとに負担調整を行う「所得計算上の控除」に著しく依存した見直しを実施。他方、「人的控除」は、所得水準の伸びほどには拡充されず、その結果、税負担の調整に際して果たす役割が比較的小さなものに止まる。
- 「人的控除」の役割を高める中、今後、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していく必要。



【所得計算上の控除】

- 所得の稼得に要する必要経費の概算控除としての性格を有するとともに、所得の種類ごとに負担調整を行う機能を有する。

【人的控除】

- 所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う。

3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

- 公的年金の給付水準については中長期的な調整が行われていく見込みであり、会社や家族のセーフティネット機能も低下している中、生涯を通じて低所得に陥るリスク。
- 企業年金についても、実施企業が減少し、特に中小企業においては、企業年金を実施できない企業が多いのが実情。
- 現役時の働き方や勤め先の違いが老後所得の格差に影響しているとの指摘。



- 金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討していく必要。
- 金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意する必要。

● 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

- 資産分布は一部の高齢者に偏在。また高齢化の進展により、相続人も高齢者となるいわゆる「老老相続」が増加。
- 今後、少子化に伴う相続人数の減少等により、相続を機会に高齢世代内の資産格差が次世代に引き継がれる可能性は一層増加。



- 相続税の有する資産再分配機能が適切に確保されるかについて、平成25年度改正の影響をよく見極めながら、検討していく必要。

- 公的な社会保障制度の充実による「老後扶養の社会化」が、高齢者の資産の維持・形成に寄与。



- 遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要。

- 「老老相続」の増加に伴い、相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフト。



- 贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、更に幅広く検討していく必要。

● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠
- 個人住民税は地域社会の会費的性格（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。
→ 均等割の存在
所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
→ 社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点から極めて重要。
 - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
 - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意。**
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

● 固定資産税の見直しにあたっての考え方

- 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目した財産税。
- 土地に係る固定資産税について、負担水準の均衡化・適正化を図ってきた結果、**負担水準の均衡化は相当程度進展したが、一部ばらつきが残っている。**



- 負担水準の均衡化・適正化について、課税の公平の観点からさらに促進することが必要。
- 今後、人口減少、高齢化が進展していく中、**負担の公平を図りつつ安定的に確保していくことが重要であり、さらに幅広く検討していく必要。**

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

4. 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税のあり方

人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行し、また、働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下するという社会状況の変化がある中、若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を構築するためには、その基盤として、地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠である。

このため、地方税である個人住民税を考える場合、若年層・低所得層の税負担への配慮等の観点から個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体が住民サービスを提供することが社会的セーフティネットにおいて重要な位置を占めていることを踏まえたその財源の適切な確保という観点が極めて重要である。この観点から考えると、税源の偏在性が小さく税収が安定的な、地方自治を支える基幹税としての個人住民税の果たす役割は、今後とも重要である。

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするといった視点も重要である。

(続き)

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。今後、個人住民税制度における基準等の見直しを具体的に検討するにあたっては、マイナンバー制度の導入により所得把握の精度向上が見込まれることも踏まえつつ、社会保障制度との整合性も念頭に置いた対応が必要となると考えられる。

平成28年度与党税制改正大綱（個人所得課税関係部分抜粋）

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

（略）

少子高齢化に歯止めをかけるためには、結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てにやさしい社会を創る必要がある。女性の活躍を促進するとともに、生まれてきた子どもたちが、意欲と能力に応じて、家庭の経済事情によって左右されることなく質の高い教育を受けられるよう、未来への投資としての教育再生を進めることも重要である。税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備するための見直しを、丁寧に検討していく。また、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、就学困難な学生の支援等を行う。

（略）

2 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

(1) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討

個人所得課税については、平成6年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約20年が経過した。この間、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のようには勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

なお、金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

また、社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、各々の地域において地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠である。個人住民税については、その財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。
- 3 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 4 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。

5～14 略

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用 of 充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

県費負担教職員に関する都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直しについて（抄）

〔平成25年12月20日 閣議決定〕

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し

【文部科学省】

（2）市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・市町村立小中学校等の職員の給与等の負担（1条）

（5）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・県費負担教職員定数の決定（41条1項及び2項）

（6）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（3条2項及び3項）

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

【参考】都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）の概要

県費負担教職員の給与等の負担・学級編成基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2％を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

個人住民税の現年課税に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申（抄） 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理（抄） 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

現年課税に係るこれまでの関係団体意見

東京地方税理士会

※東京地方税理士会は、神奈川県と山梨県の税理士の会。東京都の税理士の会である東京税理士会と異なる。

平成27年度税制改正に関する意見書（平成26年3月）抄

7. 地方税関係【その他の改正要望事項】

（8）個人住民税の現年課税制度への対策について

個人住民税の現年課税に向けての具体的検討をすること。

＜理由＞

（中略）源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。

日本商工会議所

平成28年度税制改正に関する意見（平成27年9月16日）抄

Ⅷ. 納税環境整備の拡充

4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

全国町村会

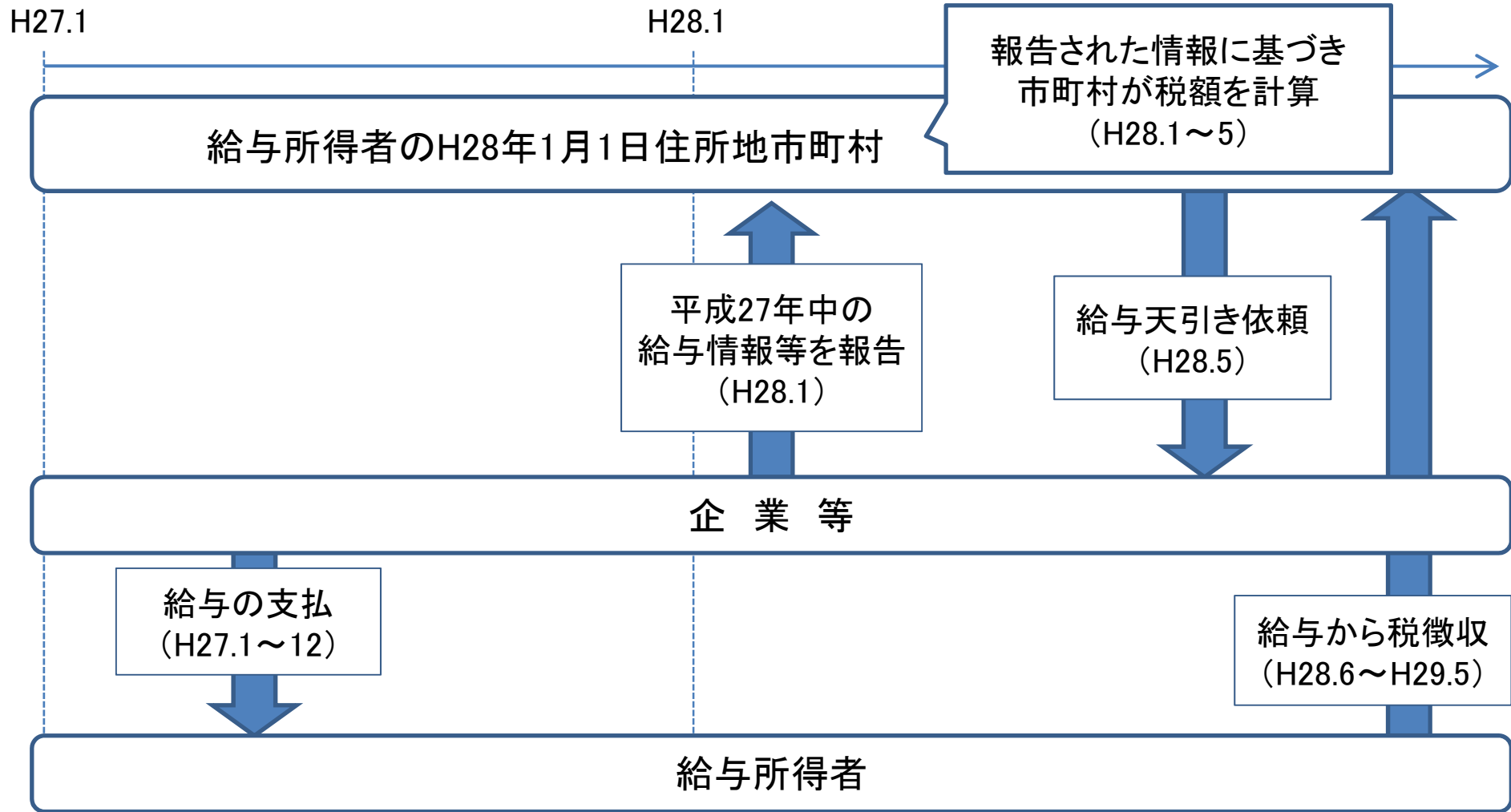
平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成26年7月3日）抄

3. 町村財政基盤の確立

1. 町村税源の充実強化

（2）個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

現行の個人住民税の徴収の仕組み(給与所得者の場合)



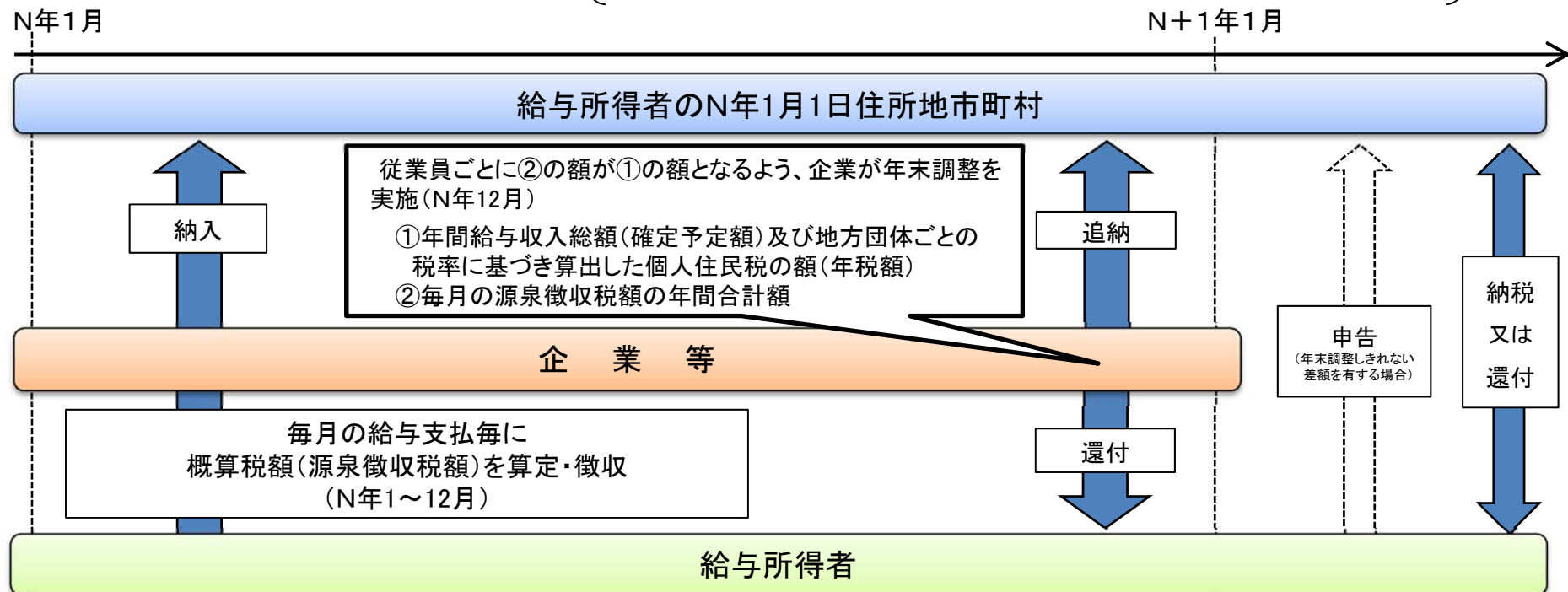
所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税に導入した場合のイメージ

- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。

⇒ 企業(特別徴収義務者)の負担増

- ・ 所得税の源泉徴収は所轄税務署のみに納税すればよいが、個人住民税では企業が従業員それぞれの1月1日現在の住所地である地方団体を確認・判断し、納税しなければならない。
- ・ 個人住民税は、均等割で税率や非課税限度額が地方団体ごとに異なることや、所得割で標準税率と異なる税率を採用している地方団体も存在していることから、企業は地方団体ごとの税率設定等を踏まえた年末調整を行わなければならない。

(例)	均等割	所得割
東京都内	… 5,000円/年	10%
横浜市	… 6,200円/年	10.025%
横浜市以外の神奈川県内市町村	… 5,300円/年	10.025%

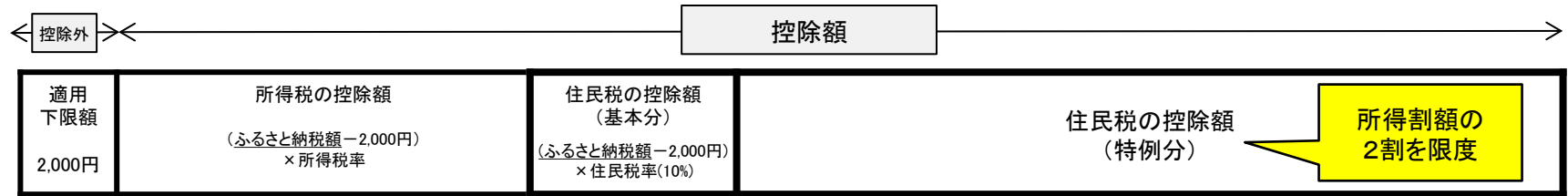


Ⅱ ふるさと納税関係

ふるさと納税制度について

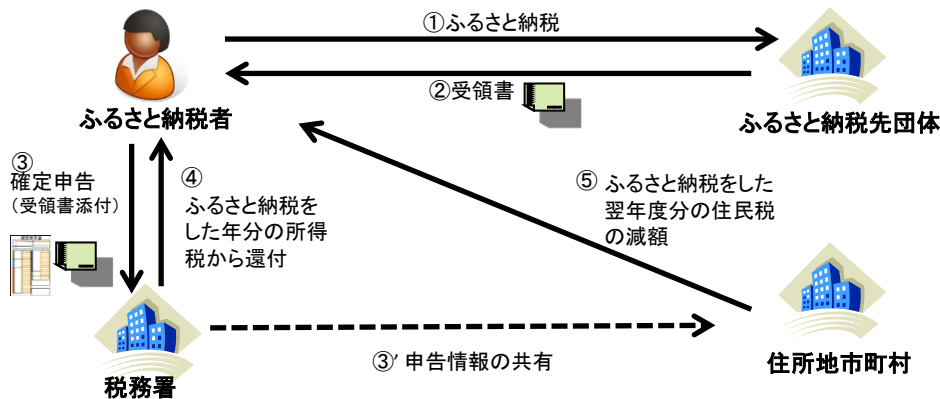
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。
（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続（原則）



導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
平成27年度 (速報値)	44万人	341億円	184億円

合計	151万人	1,468億円	557億円
----	-------	---------	-------

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

全額(※)控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安 (※) 2,000円を除く
(平成27年以降)

ふるさと納税をした者本人の給与収入とその家族構成のパターン別のふるさと納税額(年間上限)の目安一覧です。ふるさと納税額(年間上限)は、2,000円を除く全額が所得税(※)及び個人住民税から控除されるふるさと納税額になります。(※)復興特別所得税を含みます。

あくまで目安であり、具体的な計算は、お住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

＜表の見方＞
給与収入300万円で独身の方は、31,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となりますが、31,000円を超える額をふるさと納税した場合、超える金額分の自己負担が増えることとなります。

○給与所得者のケース(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)

- ※「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)
- ※「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します。(ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合)
- ※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。

(注) 下記は給与所得者のケースです。年金収入のみの方や事業者の方は、下記とは異なります。

(単位:円)

		ふるさと納税をした者の家族構成								ふるさと納税をした者の家族構成					
		独身 又は 共働き	夫婦 又は 共働き+子1人 (高校生)	共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)			独身 又は 共働き	夫婦 又は 共働き+子1人 (高校生)	共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
ふるさと納税をした者本人の給与収入	300万円	31,000	23,000	19,000	15,000	10,000	4,000	ふるさと納税をした者本人の給与収入	1,000万円	188,000	179,000	176,000	170,000	166,000	157,000
	350万円	38,000	30,000	26,000	22,000	17,000	9,000		1,500万円	394,000	382,000	378,000	371,000	366,000	355,000
	400万円	46,000	38,000	34,000	30,000	25,000	17,000		2,000万円	572,000	560,000	556,000	548,000	544,000	532,000
	450万円	58,000	46,000	42,000	38,000	34,000	25,000		2,500万円	858,000	845,000	840,000	831,000	826,000	813,000
	500万円	67,000	59,000	52,000	46,000	42,000	33,000		3,000万円	1,062,000	1,048,000	1,043,000	1,035,000	1,030,000	1,016,000
	550万円	76,000	67,000	64,000	59,000	52,000	42,000		3,500万円	1,265,000	1,252,000	1,247,000	1,238,000	1,233,000	1,220,000
	600万円	84,000	76,000	73,000	68,000	65,000	53,000		4,000万円	1,468,000	1,455,000	1,450,000	1,441,000	1,437,000	1,423,000
	650万円	107,000	85,000	82,000	77,000	74,000	65,000		4,500万円	1,865,000	1,850,000	1,845,000	1,835,000	1,830,000	1,627,000
	700万円	118,000	108,000	105,000	86,000	83,000	75,000		5,000万円	2,092,000	2,077,000	2,072,000	2,062,000	2,057,000	2,042,000
	750万円	129,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000		6,000万円	2,546,000	2,531,000	2,526,000	2,516,000	2,511,000	2,496,000
	800万円	141,000	131,000	128,000	122,000	118,000	109,000		7,000万円	3,000,000	2,985,000	2,980,000	2,970,000	2,965,000	2,950,000
	850万円	152,000	143,000	139,000	133,000	130,000	120,000		8,000万円	3,454,000	3,439,000	3,434,000	3,424,000	3,419,000	3,404,000
	900万円	164,000	154,000	151,000	145,000	141,000	132,000		9,000万円	3,908,000	3,893,000	3,888,000	3,878,000	3,873,000	3,858,000
	950万円	176,000	167,000	163,000	157,000	154,000	144,000		1億円	4,362,000	4,347,000	4,342,000	4,332,000	4,327,000	4,312,000

平成26年中(1月1日～12月31日)のふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について(速報値)
(都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税))

(単位:人、千円)

都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち道府県民税分	
				うち道府県民税分	うち市町村民税分
北海道	11,934	1,278,746	474,984	189,901	285,083
青森県	1,835	151,596	78,117	31,249	46,869
岩手県	1,691	142,998	71,166	28,468	42,699
宮城県	5,287	410,889	216,002	86,405	129,597
秋田県	998	74,344	40,319	16,125	24,194
山形県	1,710	130,500	64,984	25,994	38,990
福島県	3,144	224,890	116,898	46,757	70,140
茨城県	6,514	386,114	243,461	97,377	146,084
栃木県	3,880	381,391	161,701	64,655	97,046
群馬県	4,216	335,777	193,227	77,294	115,933
埼玉県	26,001	1,616,858	974,559	389,818	584,741
千葉県	24,531	1,646,992	977,378	390,974	586,404
東京都	89,566	8,389,294	4,856,883	1,934,170	2,922,713
神奈川県	45,445	3,362,362	1,841,527	737,157	1,104,369
新潟県	3,096	350,471	142,103	56,834	85,269
富山県	1,843	133,407	65,230	26,092	39,138
石川県	2,448	206,760	98,078	39,230	58,848
福井県	1,346	102,967	49,632	19,852	29,781
山梨県	1,440	87,219	51,851	20,741	31,110
長野県	4,587	314,570	173,004	69,200	103,804
岐阜県	5,272	509,736	199,657	79,866	119,791
静岡県	9,390	783,296	374,565	149,822	224,744
愛知県	28,359	3,054,953	1,210,110	484,965	725,145
三重県	5,007	280,423	178,845	71,536	107,309
滋賀県	4,706	291,627	176,512	70,604	105,909

都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち道府県民税分	
				うち道府県民税分	うち市町村民税分
京都府	10,063	713,935	400,484	160,193	240,291
大阪府	40,509	2,781,980	1,635,637	652,683	982,954
兵庫県	25,257	1,680,597	1,000,848	400,322	600,526
奈良県	5,845	370,201	216,705	86,689	130,017
和歌山県	2,491	166,829	99,192	39,675	59,517
鳥取県	1,406	74,164	44,212	17,686	26,526
島根県	1,335	120,824	46,482	18,594	27,888
岡山県	5,137	303,483	177,923	71,041	106,882
広島県	14,541	665,765	372,863	149,064	223,799
山口県	2,784	157,950	89,221	35,697	53,524
徳島県	1,510	89,651	58,910	23,565	35,346
香川県	2,131	124,792	78,117	31,249	46,868
愛媛県	2,526	162,335	101,384	40,552	60,831
高知県	1,186	87,211	41,946	16,780	25,166
福岡県	12,134	958,689	519,260	207,682	311,578
佐賀県	1,342	78,768	44,917	17,972	26,945
長崎県	2,135	151,971	90,213	36,084	54,129
熊本県	2,357	143,361	86,149	34,463	51,686
大分県	1,643	143,542	67,173	26,875	40,298
宮崎県	1,450	105,410	58,192	23,277	34,915
鹿児島県	1,979	240,316	86,459	34,587	51,871
沖縄県	1,713	141,211	77,539	31,011	46,528
合 計	435,720	34,111,165	18,424,621	7,360,826	11,063,794

※平成26年1月1日から12月31日までにされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった寄附金を集計

※寄附金を受領した地方団体ごとの集計ではなく、寄附者の居住する地方団体ごとの集計

1. 「ふるさと」の概念

- 「ふるさと」となる地方団体は限定しない。
 - ・ 納税者の意思に委ねるべき。

2. 「税」を分割する方式の可否

- 「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。
 - ・ 受益関係がなければ、課税権を法的に根拠づけることはできず、条例の効力との関係から、課税権を認めることは困難。
 - ・ 租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」と相容れない。

3. 国の役割

- 所得税、住民税双方を対象とする仕組みとする。
 - ・ 「ふるさと納税」の意義は地方団体のみならず国にとっても大きく、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすことが望ましい。(所得税の扱いについては、所得税の体系の中での検討が必要。)

4. 住民税における控除方式

- 税額控除方式とする。(現行制度は所得控除方式)
 - ・ 税額控除方式の方が、効果が実感しやすく、分かりやすい。

5. 住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

- ① 住民税の税額控除の割合は、所得税と合わせて適用下限額(5,000円)を超える部分の全額(100%)。
 - ・ 「ふるさと納税」の趣旨に鑑み納税者の負担が極力増加しないよう配慮すべき。
- ② 控除対象となる住民税は、都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比(4:6)で控除。
 - ・ 実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便。
- ③ 住民税の税額控除の上限額は、全額控除の対象を個人住民税所得割の1割とする。
 - ・ 「地域社会の会費」という住民税の性格から住所地の地方団体の住民税額が大きく減少するような仕組みは不適當。
- ④ 住民税の税額控除の適用下限額は5,000円とする。
 - ・ 事務負担や比較的少額の寄附を行う者に配慮し、適用下限額を現行の10万円から大幅に引き下げ。

ふるさと納税の導入以降の経緯

平成19年5月1日

菅義偉総務大臣（当時）が、「ふるさと納税」の実現に向けた検討を行う旨の発言。

ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

- ・19年6月～10月まで、のべ9回の会合を開催
- ・研究会座長は千葉商科大学の島田晴雄学長

《研究会報告書のポイント》 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討。

平成20年度税制改正

- 個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを平成21年度分の個人住民税から導入。
- 個人住民税における控除の手続を簡素化するため、寄附金税額控除に特化した申告書を導入。
- 寄附金控除の適用下限額を10万円から5千円に引下げ。
- 控除方式について、所得控除方式から税額控除方式に変更。

平成23年度税制改正

- 寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ。

平成27年度税制改正

- 特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に引上げ。
- 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内である場合等に関し、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。

ふるさと納税の拡充について(平成27年度税制改正)

- ふるさと納税枠を約2倍に拡充(特例控除額の上限について個人住民税所得割の1割→2割)
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設
- 返礼品(特産品)送付について、地方団体に対して、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請(平成27年4月1日付け総務大臣通知)

ふるさと納税で 日本を元気に!

学校でタブレットを使って
勉強する時間ができたよ。
日本中の応援があったからって、
先生が言ってた。
みんな、がんばって勉強してるんだ。
もちろん、僕も。
ありがとう!

ふるさと納税が、さらに身近になりました。

ふるさと納税制度は、自治体にふるさと納税(寄附)を行うと、一定の上限(ふるさと納税枠)まで、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分の全額が個人住民税等から軽減される仕組みです。

改正
ポイント
1

ふるさと納税枠を2倍に拡充

全額*が控除されるふるさと納税枠(所得に応じて決まります。)が2倍になります。例えば、枠が1万円だった方は、2万円になります。

* 2,000円を除く。

年収約300万円の給与所得者の方のイメージ

これまでは

ふるさと納税枠 1万円

これからは

ふるさと納税枠 2万円

2倍

改正
ポイント
2

5つの自治体までのふるさと納税は 控除に必要な確定申告が不要に

* 確定申告が不要な給与所得者などが対象です。確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書の記載が必要です。

ふるさと納税 ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税の際に一定の手続きをすれば、確定申告なしで控除が受けられることとなります。

ふるさと納税をした方

ふるさと納税の際に、
ふるさと納税先団体へ適用を申請

ふるさと納税先団体

納税者の控除に必要な情報を
住所地市町村へ連絡

ふるさと納税をした方の
住所地自治体

ふるさと納税をした翌年度分の
住民税を減額

各自治体で行っている返礼品(特産品)送付については、総務省から、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しています。ふるさと納税枠の算出方法など、具体的な取扱いについては、お住まいの市区町村やふるさと納税先団体にお問い合わせください。

ふるさと納税について、さらに詳しく!

総務省 ふるさと納税

検索

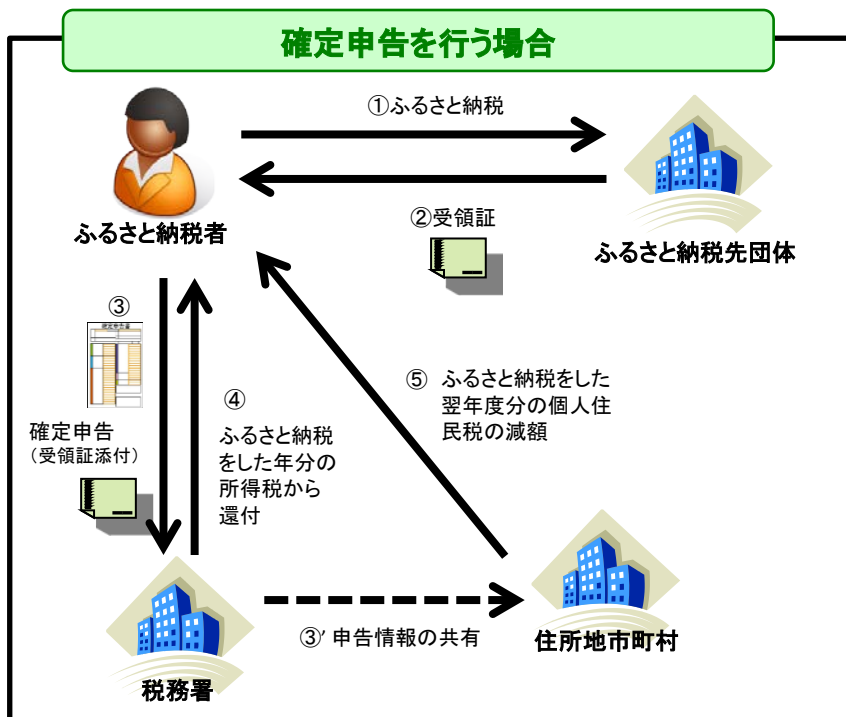
平成27年度の地方税制改正では、(地方)消費税の取扱い、法人税改革(外形標準課税の拡充)などについて、制度改正が行われています。詳しくは、総務省のホームページへ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czais.html

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

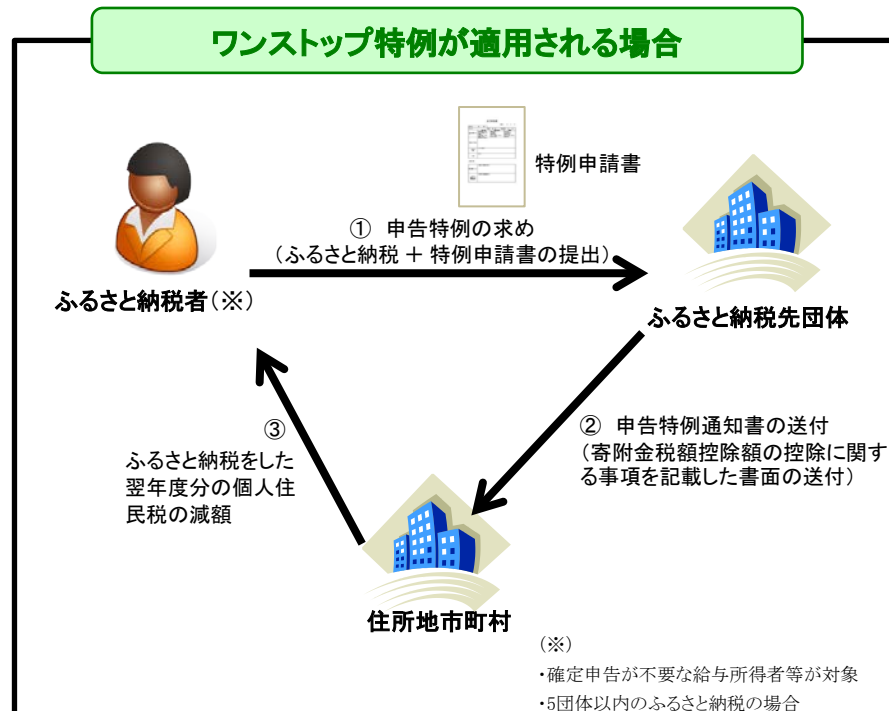
○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例申請書を提出することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- ・ 確定申告を行った場合と基本的に同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の個人住民税から控除される。）
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



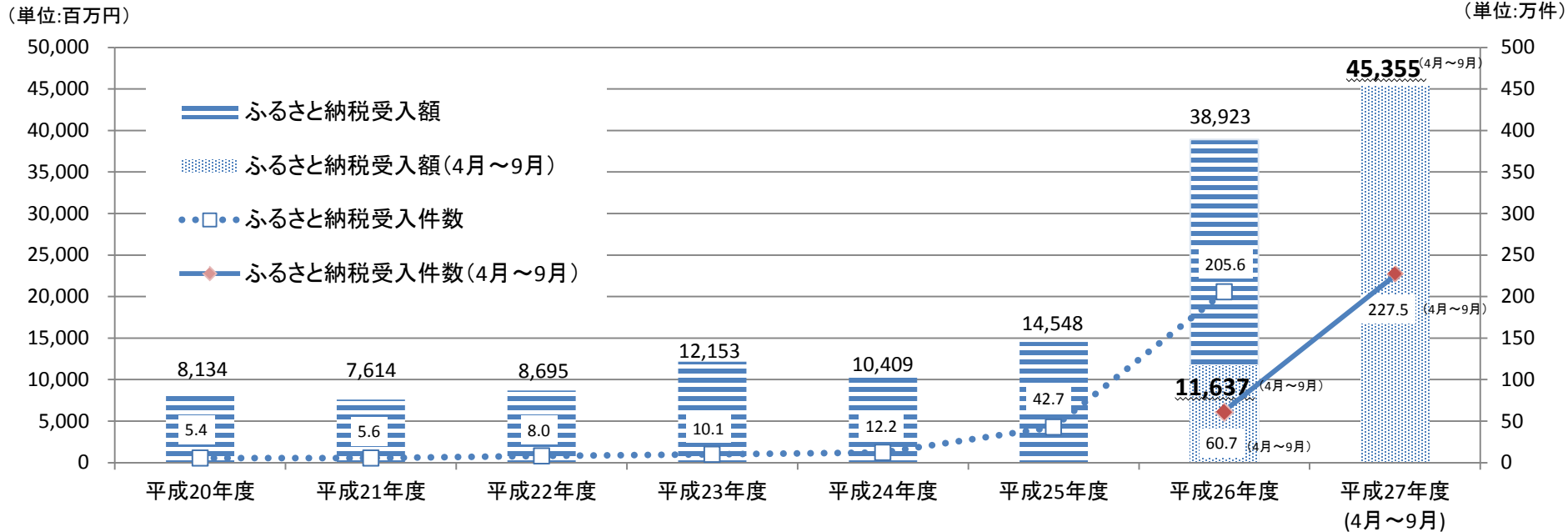
「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成27年4月1日付総税企第39号)(抜粋)

- 2 本年度改正において、Ⅱの第1の1(2)ア及び第2の1(2)アのとおり特例控除額の控除限度額を引き上げることとしたところであるが、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
 - (1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。
 - ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。
 - ・ 「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)
 - イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。
 - ① 換金性の高いプリペイドカード等
 - ② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)
 - (2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。
 - (3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
 - (4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。
 - (5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。
 - (6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報情報を厳格に管理すること。特に、返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

ふるさと納税の受入額及び受入件数について(全国計)

○ ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。

○ 平成27年度上半期(4月～9月)の実績は、約453.6億円(対前年度同期比:約3.9倍)、約228万件(同:約3.7倍)。



(単位:千円、件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度 (4月～9月)
							うち4月～9月		
受入額	8,133,592	7,614,069	8,694,504	12,152,562	10,408,786	14,548,461	38,923,072	11,637,421	45,355,068
受入件数	53,627	56,248	79,887	100,815	122,302	427,030	2,056,393	607,369	2,274,893

※ 平成27年9月～10月にかけて、全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。

※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。

※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

ふるさと納税に係る返礼品(特産品)送付への対応について

平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

(平成28年1月20日付事務連絡)

(略) ふるさと納税に係る返礼品(特産品)送付への対応については、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成27年4月1日付け総務大臣通知)において、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しているところであること。ふるさと納税に関する現況調査(平成27年10月23日自治税務局市町村税課)においては、500団体を超える地方団体が見直しの取組を進めているとの調査結果となったところであるが、引き続き、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

ア ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

(ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

- ・ 「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)

(イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

- ・ 換金性の高いプリペイドカード等
- ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)

イ ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

ウ 各地方団体においては、上記ア及びイを踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

Ⅲ その他市町村税関係

地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）の概要

- 課税主体・・・小売販売業者の営業所等所在の道府県及び市町村
- 課税客体・・・売渡し等に係る製造たばこ
- 納税義務者・・・製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者
- 課税標準・・・売渡し等に係る製造たばこの本数
- 徴収方法・・・申告納付
- 税率（円／1,000本）（平成28年度）

区 分	製造たばこ	製造たばこ(旧3級品)
国のたばこ税	6,122円	3,406円
たばこ税	5,302円	2,950円
たばこ特別税	820円	456円
地方のたばこ税	6,122円	3,406円
道府県たばこ税	860円	481円
市町村たばこ税	5,262円	2,925円
合計	12,244円	6,812円

※ 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

○税収・・・21,663億円（平成26年度決算額）（国：地方＝1：1）

たばこ税	9,187億円	} 10,608億円
たばこ特別税	1,421億円	
道府県たばこ税	1,553億円	} 11,055億円
市町村たばこ税	9,502億円	

（参考）

たばこ1箱 価格内訳
（例：小売定価 430円の場合）

税抜き価格分 153.27円		
消費税・地方消費税 31.85円		
たばこ税 106.04円	国のたばこ税 122.44円	たばこ税 244.88円
たばこ特別税 16.40円		
都道府県分 17.20円	地方の たばこ税 122.44円	
市町村分 105.24円		

旧3級品の製造たばこ

1箱(20本)あたりの価格



わかば
260円



エコー
250円



しんせい
250円



ゴールデンバット
210円



ウルマ
260円



バイオレット
250円

税率(平成27年度)

(単位:円/1,000本)

国の たばこ税	たばこ税	2,517円	2,906円
	たばこ特別税	389円	
地方の たばこ税	道府県たばこ税	411円	2,906円
	市町村たばこ税	2,495円	

旧3級品に特例税率が適用された経緯

- 紙巻たばこ3級品とされていた銘柄については専売納付金制度の下においても価格面や納付率の面で特別な配慮が加えられていたほか、主として高齢者に長年親しまれていた実情を考慮すると、何らかの社会政策的配慮を継続する必要があった。
- 専売納付金制度の下では3級品の納付率(44.5%)は1, 2級品の納付率(1級品:56.5%、2級品:55.5%)を大きく下回っていたため、負担を1, 2級品程度に引き上げるのは事実上困難。

旧3級品紙巻たばこに係る特例税率の廃止（平成27年度税制改正）

- 旧3級品の紙巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に廃止する。
- 上記の改正は、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施。

（注）旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの6銘柄。）

（税率：円／1,000本）

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
		道府県たばこ税	市町村たばこ税	
現 行	2,906	411	2,495	2,906
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年4月1日	6,122	860	5,262	6,122
（参考）一般品の税率	6,122	860	5,262	6,122

< 税率引上げに伴う所要の措置 >

○ 手持品課税の実施

- ・ 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために実施。

○ 市町村たばこ都道府県交付金制度における調整率の設定

- ・ たばこ消費基礎人口一人当たりの市町村たばこ税収が、全国平均の2倍（課税定額）を超えた市町村は、その超えた部分を都道府県に交付する制度。
- ・ 課税定額の算定に、前々年度の全国のたばこ税額を用いることから、税率の引上げに当たり、前々年度の税率で算出した全国のたばこ税額を当該年度の税率で算出し直すために「調整率」を乗じることが必要。

事業所税の概要

- 1 意義 人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税
- 2 課税団体 人口30万以上の都市等（課税団体：76団体（平成28年1月1日時点））
- ① 東京都（特別区の存する区域に限る。）
 - ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
 - ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
 - ④ ②及び③以外の市で、人口30万以上の市で政令で指定するもの（47市）
- 3 課税客体 事務所・事業所において行う事業
- 4 納税義務者 事業を行う者
- 5 課税標準
- | 区 分 | 課税標準 | 税 率 | 免税点 |
|-------|---------|---------------------|----------------------|
| 資 産 割 | 事業所床面積 | 600円／m ² | 1, 000m ² |
| 従業者割 | 従業者給与総額 | 0. 25% | 100人 |
- 6 徴収方法 申告納付
法人：事業年度終了から2月以内
個人：翌年3月15日まで
- 7 用途 道路、都市高速鉄道、駐車場等交通施設、上下水道等の都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税
- 8 税収 3, 556億円（平成26度決算額） [資産割 2, 577億円、従業者割 979億円]

事業所税課税団体一覧

平成28年1月1日現在:76団体

1 東京都(区部)

2 地方自治法第252条の19第1項の市(20市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

3 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市(3市)

川口市、武蔵野市、三鷹市

4 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市(5市)

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

5 人口30万以上の政令で指定する市(47市)

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

平成28年度改正の主な内容【事業所税】(案)

1. 特定農産加工業経営改善措置の事業用施設に係る資産割の課税標準の特例措置の適用期限延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づいて特定農産加工業者等が実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産に供する施設を有する事業所の事業所床面積について、その1/4を控除する特例措置の適用期限を2年延長する。(地方税法附則第33条第5項の改正)

【改正前】

- ・ 法人の事業：平成28年3月31日までに終了する事業年度分
- ・ 個人の事業：平成28年分



【改正後】

- ・ 法人の事業：平成30年3月31日までに終了する事業年度分
- ・ 個人の事業：平成30年分

○特例の概要

(1) 特例の対象

特定農産加工業種 (12業種)を行う者が対象

かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品

(2) 課税標準の特例

事業所床面積
(課税標準)

課税対象

控除(1/4)

事業所税(資産割): 税率 600円/㎡、免税点 1000㎡

平成28年度改正の主な内容【事業所税】(案)

2. その他

- 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の改正より新設される使用済燃料再処理等機構(仮称)が行う収益事業以外の事業に係る事業所税を非課税とする。
(当該機構が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に位置付けられることによる措置)
- 民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務について、都市再生特別措置法の改正による支援限度額の引き上げ後も引き続き収益事業以外の事業として事業所税を非課税とする。
(当該業務が法人税法施行令において収益事業から除かれることによる措置)
- (国研)日本原子力研究開発機構の一部業務を承継する(国研)放射線医学総合研究所の(国研)量子科学技術研究開発機構への改組後も、当該法人が行う事業に係る事業所税を非課税とする。
(当該法人が法人税法第二条第五号に規定する公共法人に位置付けられることによる措置)
- (独)労働安全衛生総合研究所を統合する(独)労働者健康福祉機構の(独)労働者健康安全機構への改組後も、当該法人が行う事業に係る事業所税を非課税とする。
(当該法人が法人税法第二条第五号に規定する公共法人に位置付けられることによる措置)
- (国研)農業生物資源研究所、(国研)農業環境技術研究所及び(独)種苗管理センターを統合する(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が行う収益事業以外の事業に係る事業所税を非課税とする。
(当該法人が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に位置付けられることによる措置)
- (独)水産大学校を統合する(国研)水産総合研究センターの(国研)水産研究・教育機構への改組後も、当該法人が行う事業に係る事業所税を非課税とする。
(当該法人が法人税法第二条第五号に規定する公共法人に位置付けられることによる措置)
- 義務教育学校を設置する国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構及び公立大学法人(法人税法第二条第五号に規定する公共法人)が行う事業に係る事業所税を非課税、学校法人(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等)が行う収益事業以外の事業に係る事業所税を非課税とする。

入湯税の概要

項 目	内 容
1. 課税団体	鉱泉浴場所在の市町村(平成26年度課税団体975団体)
2. 課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
3. 税 率	1人1日150円を標準とする
4. 徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
5. 使途	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興(観光施設の整備を含む)
6. 税収	224億円(平成26年度決算)

鉱産税の概要

1. 課税団体

市町村（平成26年度課税団体数178団体、
 // 条例制定団体数1,185団体）

非鉄金属	5	鉄金属	0
非金属	129	石油	15
可燃性天然ガス	33	亜炭・石炭	13
合計 195団体（のべ）			

2. 課税客体

鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業

3. 納税義務者

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

4. 課税標準

鉱物の価格

5. 税率

標準税率 1%（制限税率 1.2%）

ただし、毎月1日～末日までの間に掘採された鉱物の価格が作業場所在の市町村ごとに200万円以下の場合には、標準税率 0.7%（制限税率 0.9%）

6. 徴収方法

申告納付

7. 納期

毎月10日～末日までの間において当該市町村の条例で定める

8. 税収

19.8億円（平成26年度決算）

水利地益税の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 課税団体 | 都道府県又は市町村
(平成26年度課税団体数 4団体(市町村のみ)) |
| 2. 課税客体 | 水利に関する事業等により特に利益を受ける土地又は家屋 |
| 3. 納税義務者 | 水利に関する事業等により特に利益を受ける者 |
| 4. 課税標準 | 土地又は家屋の価格又は面積 |
| 5. 税率 | 条例の定めるところによる |
| 6. 徴収方法 | 条例の定めるところによる |
| 7. 課税限度額 | 水利地益税の課税額(数年にわたって課する場合においては各年の課税額の総額)は、当該土地又は家屋が当該事業により特に受ける利益の限度をこえることができない |
| 8. 使途 | 水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業等の実施に要する費用 |
| 9. 税収 | 2,866万円(平成26年度決算) |
| 10. その他 | 都市計画税を課する場合には、都市計画事業に充てるための水利地益税を課することができない |

※水利に関する事業等の具体例

- ・水利に関する事業・・・用排水事業、溜池の新設、改築又は修築
- ・土地又は山林の利益となる事業・・・林道又は農道の新設又は改修
耕地の床締、客土、防潮、防水の施設
荒廃林地復旧事業、植林事業

国民健康保険税の概要

- 国民健康保険は、保険料(税)と保険給付との相対的な対価関係を基本としつつ、被用者以外の国民に対する医療保障を確保する制度であり、我が国の医療保障体系の中核の一つをなす医療保険制度として極めて重要な位置を占める地域保険である。
- 国民健康保険の負担は、本来、医療保険の保険料としての性格を持つものであるが、市町村の選択により、保険「料」の形式を採る以外に、徴収上の便宜として保険「税」の形式を採ることが認められている。
- 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額であり、それぞれの内訳は市町村の選択により「所得割」「資産割」「被保険者均等割」「世帯別平等割」の構成からなる。

- 1 課税団体……市町村
- 2 納税義務者……国民健康保険に加入する被保険者の属する世帯の世帯主
- 3 税率……市町村ごとの年間の医療給付費、被保険者の所得及び被保険者数等により変動
- 4 徴収方法……普通徴収、特別徴収(65歳以上の公的年金受給者については特別徴収となる)
- 5 賦課期日……4月1日
- 6 納期……普通徴収については、条例による(8期、10期が多い)
(特別徴収については、年金支給時)

平成26年度 国民健康保険における保険料、保険税の状況等

	保険料	保険税	合計
市町村数	234団体	1, 507団体	1, 741団体
収入額	14, 484億円	16, 063億円	30, 547億円

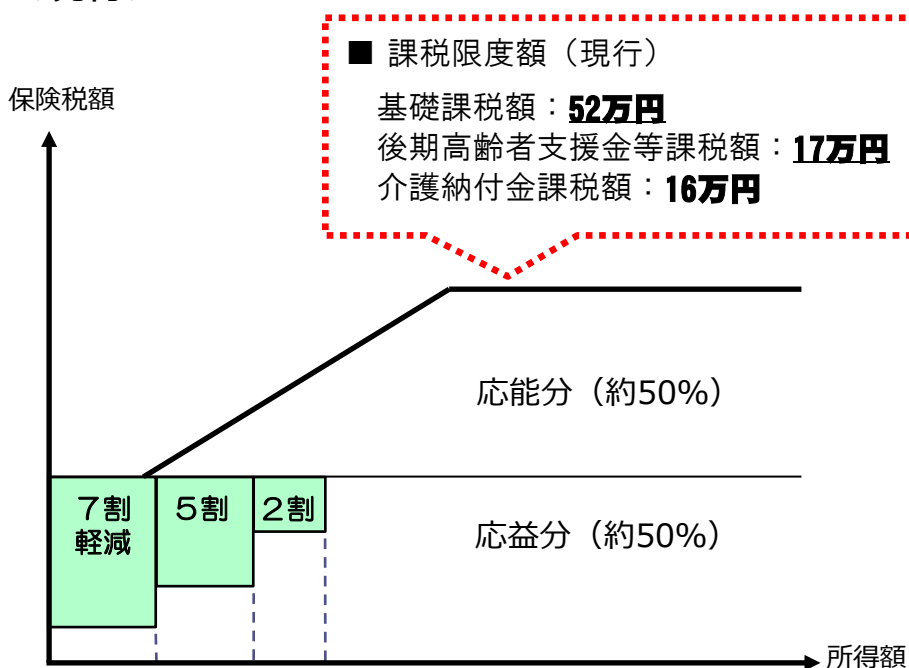
※ 特別区、一部事務組合等を構成する市区町村はそれぞれ1市町村として集計

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し(案)

改正内容

平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引き上げ及び②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。

<現行>



■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)

＋**26万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

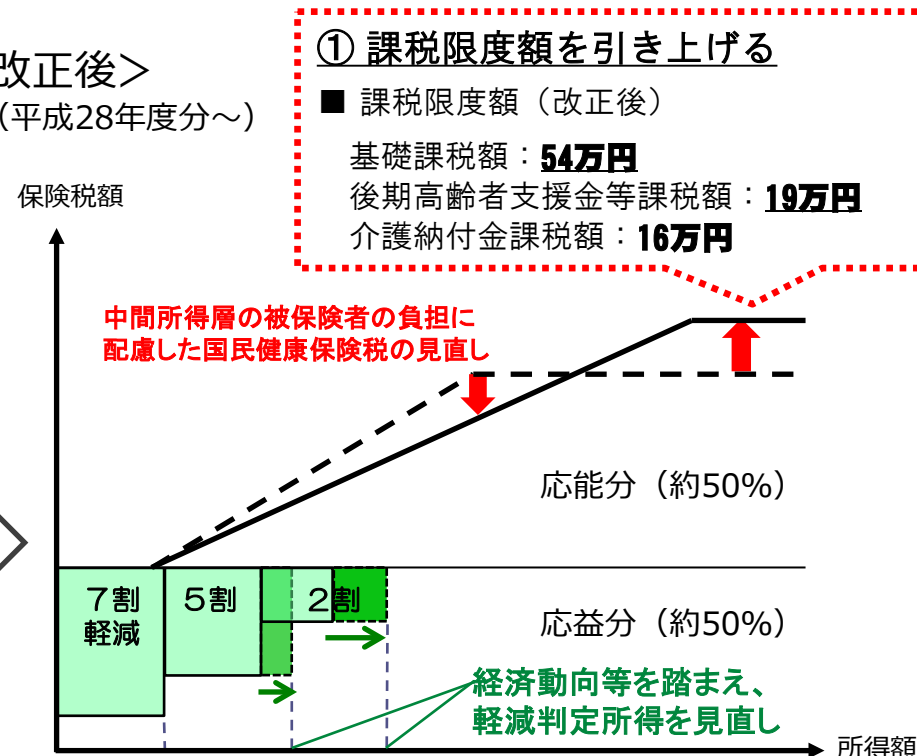
2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)

＋**47万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

<改正後>

(平成28年度分～)



② 5割軽減・2割軽減の基準額を見直す

■ 軽減判定所得（改正後）

5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)

＋**26.5万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)

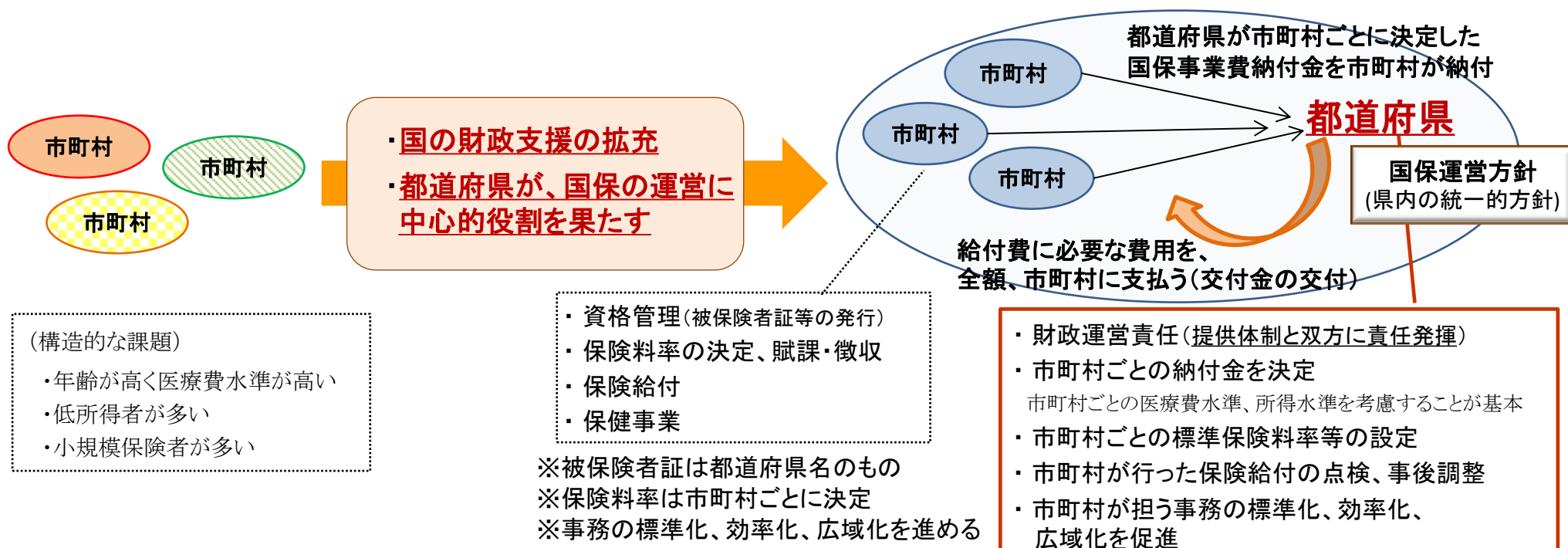
＋**48万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準調整する役割を担うよう適切に見直す

IV マイナンバー・電子化関係

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

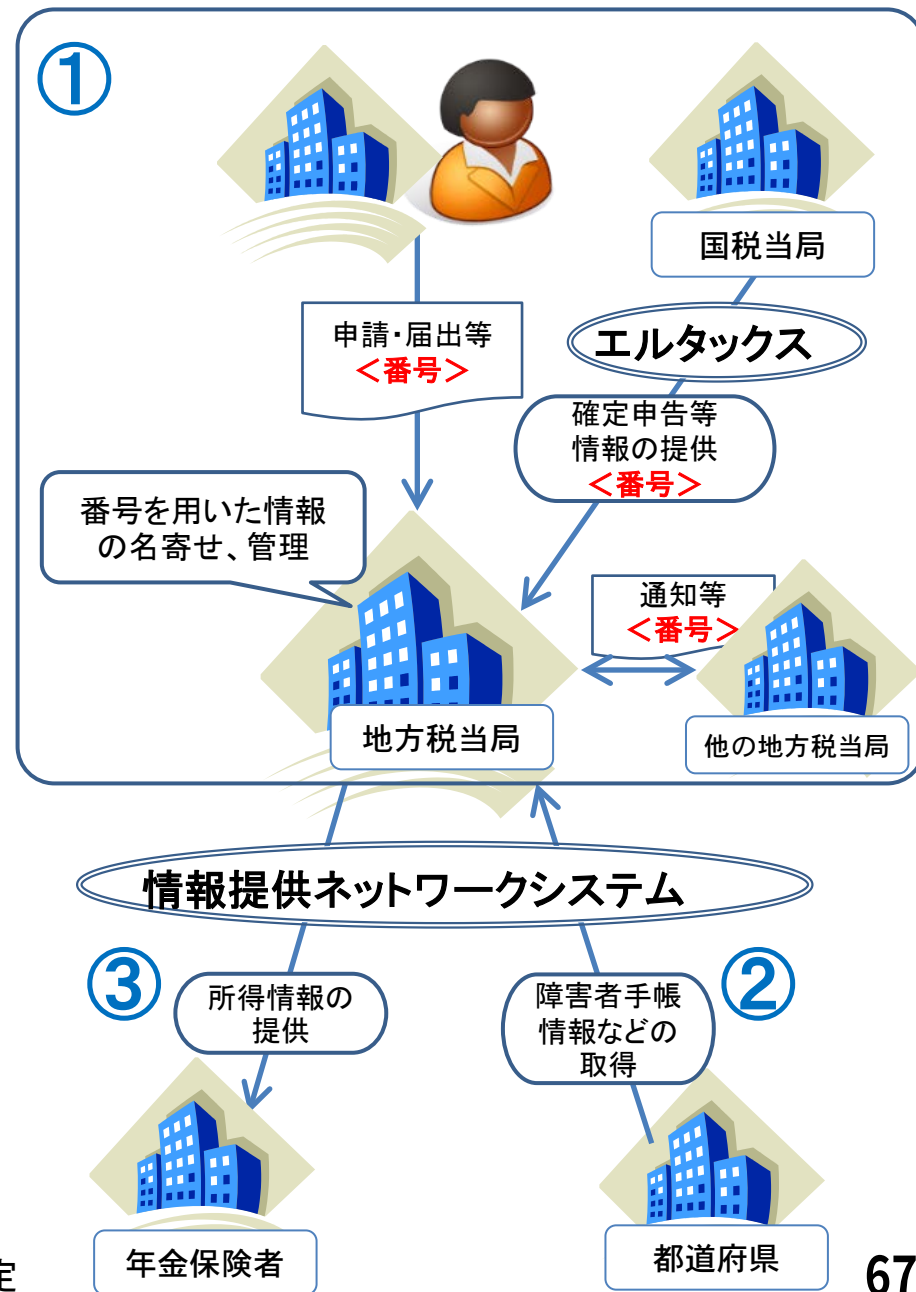
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

▶ 国民の手続負担の軽減

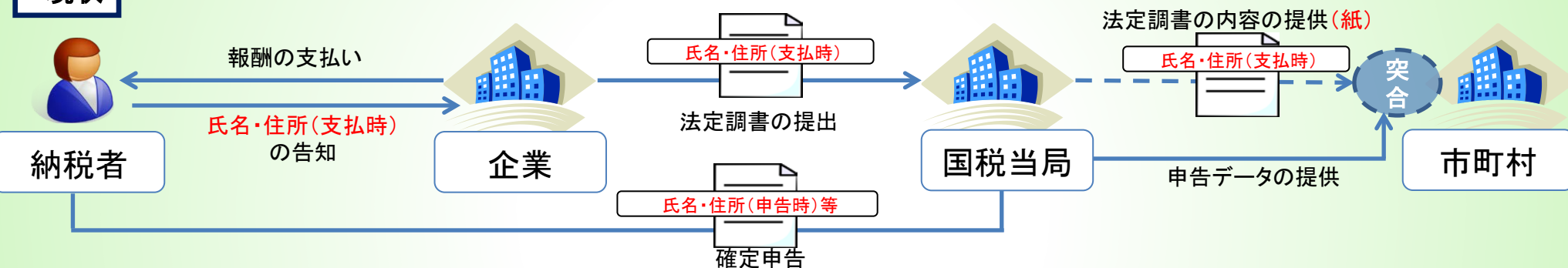


～地方税分野における番号制度の利用場面～

支払調書の名寄せの精度向上について

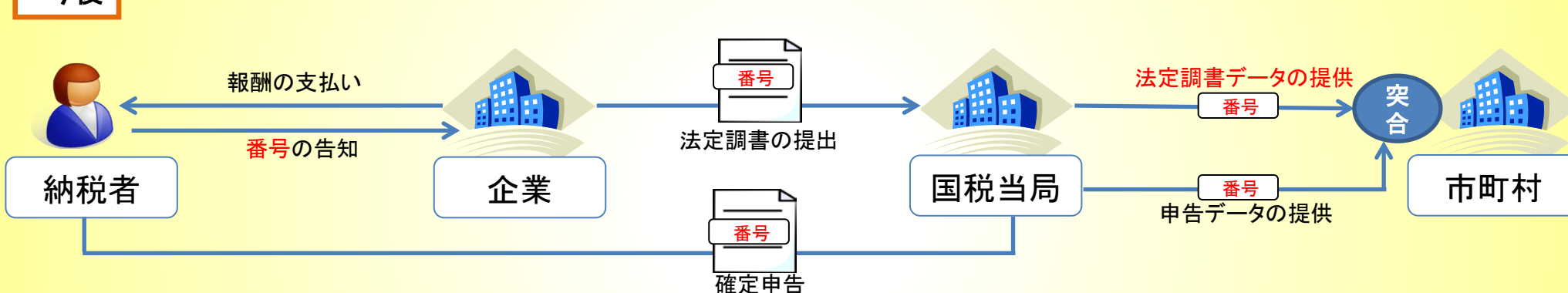
国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



- 氏名・住所による法定調書と確定申告の突合は困難(原因:記載ミス、転居、氏名の変更、外字)
- 市町村が国税当局から情報提供を受けている法定調書は、一部を除いて電子データの提供はされておらず、多くの団体は手作業で突合

今後



- オンライン提供を受けた法定調書データについては、システムにより番号を用いて正確、効率的に申告情報と法定調書の内容を突合

効率的、的確な所得の確認、未申告者の洗い出しが可能に

～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている（平成27年7月現在）。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

番号制度関連の通知等（地方税分野）

- 平成27年 8 月20日 **特定個人情報保護評価の実施について（通知）**
特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に実施する必要がある、地方税に関する事務については、平成28年 1 月に個人番号の利用を開始するためには、平成27年12月末までに特定個人情報保護評価書が公表されていなければならない。
これについて、地方税に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施を改めて周知。
- 平成27年 9 月30日 **地方税法施行規則改正（一部は10月29日）**
地方税当局へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人番号を記載する欄等を追加。
- 平成27年10月 2 日 **地方税分野の各税目に係る手続における個人番号・法人番号の利用について（通知）**
地方税分野の各税目の各種手続における個人番号・法人番号の利用の有無や省令様式における改正の内容、適用開始時期等について、一覧的に整理した通知を地方団体に対して発出。
この通知に関し、個人番号・法人番号の利用について省令改正を要するものは、9月30日及び10月29日の地方税法施行規則改正で対応。各地方団体において、本通知に則して所要の規則等の改正を実施していただく必要あり。
- 平成27年10月 2 日 **地方税関係事務に係る本人確認措置について（通知）**
地方税関係事務において本人から個人番号の提出を受ける際の本人確認に際して、番号法施行規則に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」等について、各地方団体において定める必要があるため、地方税で制定すべき告示等の内容を通知（国税庁告示の内容と整合性のある告示例を示すもの。）
- 平成27年10月29日 **地方税法施行規則改正**
個人住民税に係る様式のうち、特別徴収税額通知書（納税義務者向け）及び国税庁と調整が必要な様式（給与支払報告書等）については、国税当局との調整を踏まえて改正。
- 平成27年12月18日 **地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて（通知）**
平成28年度税制改正において、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、一覧的に整理した通知を地方団体に対して発出。
この通知に関し、個人番号の利用について省令改正を要するものは、12月25日の地方税法施行規則改正で対応。各地方団体において、本通知に則して所要の規則等の改正を実施していただく必要あり。
- 平成27年12月25日 **地方税法施行規則改正**
地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、個人番号の記載を不要とした。

基幹税務システムにおける特定個人情報の漏えい防止等の徹底について①

(平成27年10月16日総務省自治税務局企画課長通知(総税企第103号))

総務省では、これまでも「税務情報の標的型攻撃対策の徹底について」(平成27年6月15日付け総務省自治税務局企画課事務連絡)等により、税務情報の流出防止のための十分な対策の実施をお願いしてきたところです。

貴都道府県におかれては、既に必要な対策を実施されているところと存じますが、本年10月5日から社会保障・税番号制度が施行されるとともに、平成28年1月1日からは地方税に関する個人番号を利用した事務が開始されることから、下記の事項を徹底していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知するとともに、確実に対策を実施するよう助言等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 基幹税務システム及び当該システムに接続されている端末については、可及的速やかに、インターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態とすること。

その際、総務省地域力創造グループにおいて、基幹税務システムを含む地方団体の情報システムについて「自治体情報セキュリティに係る攻撃リスクの低減のための対策強化」の策定に向けた検討を行っていることから、当該進捗の状況を参考にすること。

基幹税務システムにおける特定個人情報の漏えい防止等の徹底について②

(平成27年10月16日総務省自治税務局企画課長通知(総税企第103号))

- 2 本年10月5日に改正された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）において、地方公共団体等が講じなければならない技術的安全管理措置として「個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う」ことが求められており、各地方団体においては、特定個人情報ファイルを保有するまでの遅くとも平成27年12月末までに、高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う必要があること。また、既に実施済みの特定個人情報保護評価についても、ガイドラインに即した内容となっていること。
- 3 地方団体が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であることから、各地方団体において税務情報を取り扱う際には、ガイドラインにおいて組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物的安全管理措置及び技術的安全管理措置として以下の項目を含む複数の手法が例示されていることを踏まえ、十分な漏えい対策を講じること。
- (1) 不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施する。
 - (2) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。
 - (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
 - (4) 事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード、生体情報等が考えられる。
 - (5) 定期的に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する。
 - (6) 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用する。

個人番号・法人番号の取扱いについて

①平成28年1月1日以降に提出される申告書等について、個人番号・法人番号の記載を開始する。

（自動車取得税・自動車税・軽自動車税における申告書・報告書（自動車取得税の修正申告書を含む。）には、個人番号・法人番号を当面記載しない。）

②納税通知書には、個人番号・法人番号を当面記載しない。

③給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載しない。公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載する。

（給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）及び公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書（年金保険者用）には、個人番号・法人番号を記載する。）

④更正・決定通知書には、個人番号・法人番号を記載しない。

⑤納付書・納入書には、個人番号・法人番号を原則記載しない。

⑥その他、個人住民税における給与支払報告書の提出など、特別徴収義務者においては、平成28年の所得に対する手続から必要な個人番号・法人番号を記載する。



マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認



マイナンバーカード

身元(実在)の確認



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示

等

※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない

- 地方税分野での各手続等における個人番号・法人番号の利用や番号記載時期等については総務省HPでも公開し、一般の方や事業者の方に周知を図っています。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html)

《総務省HPで公開している主な内容》

(総務省から地方団体へ発出したものを中心に掲載しています)

- ・各手続等ごとの個人番号・法人番号の記載開始時期等を案内した一覧表
- ・番号法施行規則に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」等についての告示例及びその書類の具体例
- ・番号法に対応する総務省令様式

○総務省HPに公開している内容（一部抜粋）

新着情報（地方税関係）

- ・地方税分野の主な申告手続等における様式や個人番号・法人番号の記載開始時期等について一覧表で掲載を行いました。（掲載日：平成28年1月31日）
- ・個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等についての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年12月25日）
- ・地方税法施行規則等の一部を改正する省令（地方税当局へ提出する一定の書類について個人番号の記載を不要とする改正等：平成27年総務省令第108号）を公布しました。（公布日：平成27年12月25日）
- ・地方税関係手続に係る本人確認措置について番号法施行規則が規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」等についての告示例及びその具体例を更新しました。（更新日：平成27年12月25日）
- ・地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年12月18日）
- ・退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書を提出する場合の個人番号の取扱いについての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年12月10日）
- ・地方税法施行規則等の一部を改正する省令（地方税当局へ提出する申告書等へマイナンバーを記載する改正等：平成27年総務省令第91号）を公布しました。（公布日：平成27年10月29日）
- ・基幹税務システムにおける特定個人情報の漏えい防止等の徹底についての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年10月16日）
- ・地方税分野の各手続における個人番号・法人番号の利用や番号記載時期等についての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年10月2日）
- ・地方税関係手続に係る本人確認措置について番号法施行規則が規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」等についての告示例及びその具体例についての通知を各地方団体へ発出しました。（発出日：平成27年10月2日）

預貯金付番に係る法整備の概要

平成27年9月に成立した改正マイナンバー法により、新たに預金保険でマイナンバーを利用し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預貯金情報を効率的に利用できることとなった。（施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、平成30年1月からの利用開始を予定）

【行政機関等】

〔 預金保険機構 〕
〔 地方自治体・年金事務所等 〕
〔 税務署 〕

マイナンバー付で
預貯金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預貯金情報の提供を求める
ことが可能に
（税務当局は現行法で
照会可能）

【マイナンバー法改正】
預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能に
（社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能）

【銀行等】

【国税通則法・地方税法改正】
照会に効率的に対応することができるよう、預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

番号を
告知

【預貯金者】

預貯金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預貯金口座等に対する付番状況を踏まえて、必要と認められるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定している。

固定資産情報の捕捉のためのマイナンバー利用について

政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ論点整理（平成26年4月）（抄）

Ⅱ. 具体的検討事項

（２）社会保障や税の給付と負担の公平化

③ マイナンバーを活用した環境整備

（固定資産）

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。したがって、固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。
- 地方自治体からすると、固定資産の捕捉は非常に大事であり、登記の段階で番号が付番され、それが自治体に送られてくれば非常に業務がやりやすい、との意見もあった。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔5〕歳入改革、資産・債務の圧縮

（１）歳入改革

① 歳入増加に向けた取組

（改革の基本方針）

ii) 課税等インフラの整備

- ・ マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。

- 法律で、『マイナンバー（個人番号）の付いた自分の**個人情報**をいつ、誰が、なぜ提供したかの**確認**』、『行政機関などが持っている**自分の個人情報の内容の確認**』、『行政機関などから提供される、一人ひとりに合った**行政サービスなどの通知**』を行うことが定められている
- これらの機能は**マイナポータル**として、WEBサービスで実現される

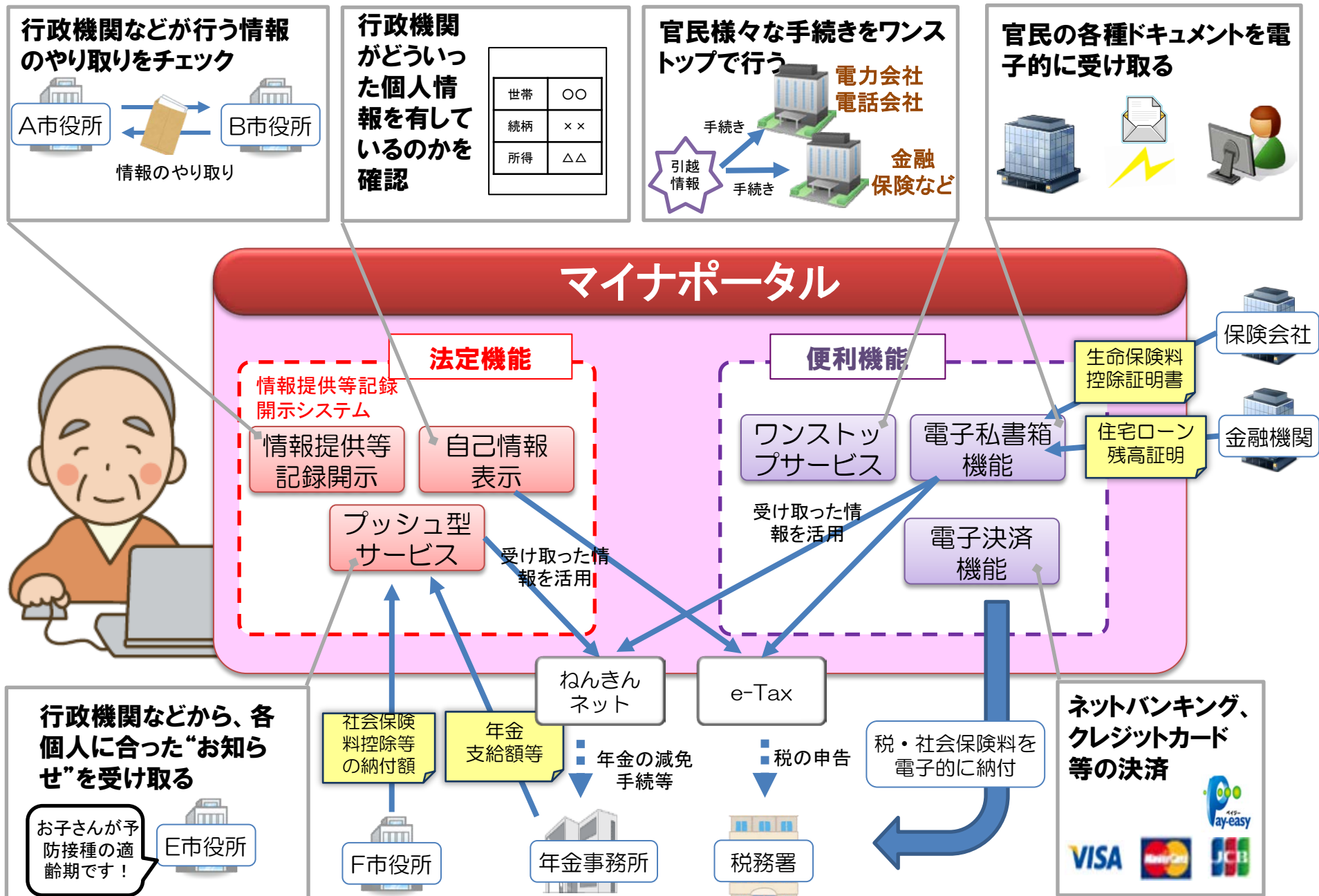
マイナポータルの主要機能

情報提供等記録表示	自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能（番号法附則第6条第5項）
自己情報表示	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる（番号法附則第6条第6項第1号）
お知らせ情報表示	行政機関などから一人ひとりに合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール（番号法附則第6条第6項第2号）
電子私書箱	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定
ワンストップサービス	引越し等のライフイベントを中心に、同時に複数の手続などが、官民横断的に可能となるサービスで、電子私書箱サービスを活用して構築することを予定
電子決済	ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードで公金を決済することが可能となるサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定

平成29年1月よりサービス開始予定

マイナポータル②

内閣官房資料



マイナポータルの利用場面について

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(抄)

(具体的施策の内容)

(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定)

1. 国民の利便性向上

(1) 個人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-1 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供	国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。 その際、マイナポータルの新たな機能を活用し、年金保険料の納付や免除手続等に関するきめ細かい情報提供、入力省力化、オンライン納付、アクセスデバイスの多様化等の利便性の高いサービスを一体的に提供する。
1-2 国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)の導入	国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせて、①通知機能を活用して、免除に該当する可能性のある者に対して免除手続に関する情報を提供し、②当該者がマイナポータルを利用して簡便に免除申請を行えるような仕組(通称「ワンクリック免除申請」)の導入を図る。
1-3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータルに通知するとともに、②各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。
1-4 マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータルに通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにする。

(2) 法人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-10 源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化と提出一元化	現在、国税の源泉徴収票と地方税の給与支払報告書は、それぞれ国と地方に提出されているが、マイナンバーの利用開始に合わせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組を構築する。

源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出一元化イメージ(PCdesk送信 & PUSH型)

(平成29年1月開始予定)

事業者X
(給与支払報告書提出義務者)



Aさん	α市		要国税
Bさん	β市		
Cさん	α市		要国税
Dさん	α市		
Eさん	β市		
Fさん	β市		要国税

給与支払
報告書
(α市への
提出分)

給与支払
報告書
(β市への
提出分)

源泉徴収票
(国税への
提出分)

- ・ 帳票レイアウトを統一。
- ・ 国税への提出分には「要国税フラグ」を設定。

※事業者におけるログイン及び送信の操作は
1回のみ(1回の操作で「eLTAX」及び「e-Tax
サーバ」の両方にログインする)

地方税ポータルシステム
(eLTAX)

受付サーバ

給与支払
報告書
(α市への
提出分)

給与支払
報告書
(β市への
提出分)

e-Tax送信用サーバ

源泉徴収票
(国税への
提出分)

α市

給与支払
報告書
(α市への
提出分)

β市

給与支払
報告書
(β市への
提出分)

国税庁

e-Taxサーバ

源泉徴収票
(国税への
提出分)

PULL

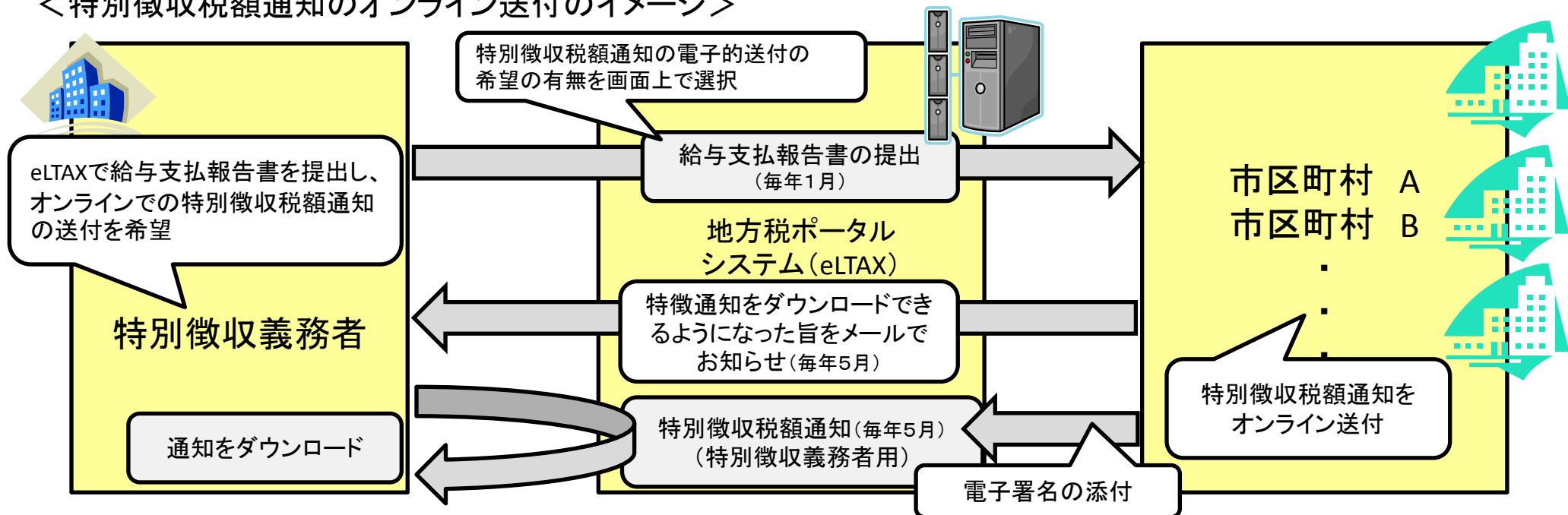
PULL

PUSH (即時送信)

個人住民税における特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付(案)

- eLTAXの機能追加(平成27年8月)に伴い、eLTAXを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(市区町村から特別徴収義務者への通知)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」のオンライン送付が可能となる。
- 特別徴収義務者は、この通知をeLTAXからダウンロードして当該データを給与支給時の特別徴収に用いることとなるが、特別徴収税額通知は毎年5月末までに通知することが市区町村に義務づけられていることから、オンライン送付の場合における特別徴収税額通知の「到達」に係る規定を整備する。(平成28年4月1日施行予定)

<特別徴収税額通知のオンライン送付のイメージ>



(見直し案)

- 特別徴収義務者の同意がある場合、市区町村が、①eLTAXに特別徴収税額通知のデータを保存し、②eLTAXからのダウンロードが可能になった旨を事前に特別徴収義務者が登録したメールアドレス宛に送信することにより、特別徴収税額通知が特別徴収義務者に到達したものとみなす。

1. eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)の現状

- 運用主体 一般社団法人地方税電子化協議会（全ての都道府県、市区町村が会員として加入）
- eLTAX接続団体 全47都道府県 及び 全1,741市区町村がeLTAXに接続

2. 提供サービスの内容(平成28年1月1日現在)

(1) 電子申告等 . . . インターネットを通じた地方税の電子申告等（eLTAX関係）

【対象税目等及び対応団体数】

- 電子申告
 - ・ 法人住民税・法人事業税・地方法人特別税(47都道府県（平成18年10月全団体対応））
 - ・ 法人市町村民税(1,718市町村（平成27年4月全団体対応））
 - ・ 固定資産税(償却資産)(東京都及び1,718市町村（平成27年12月全団体対応））
 - ・ 事業所税(東京都及び75市（平成26年12月全団体対応））
- 電子的提出
 - ・ 給与支払報告書(1,741市区町村（平成25年11月全団体対応））
 - ・ 法人設立届等(42都道府県、1,724市区町村)
- 電子納税(12都府県、10市町)

(2) 年金からの特別徴収 . . . 公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

- 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出（全1,741市区町村が利用）
- 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付（全1,741市区町村が利用）

(3) 国税連携 . . . 国税庁と地方団体とのデータのやりとり

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（全47都道府県及び全1,741市区町村が利用）
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信（全1,741市区町村が利用）
- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信（対応可能な市区町村から開始）

市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

	課税団体数	平成28年1月現在 導入団体数	平成28年1月現在 で未導入の団体数
個人住民税 (給与支払報告書の電子的 提出の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	なし
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	なし
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	なし
事業所税の 電子申告の受付	75市	75市 (100%)	なし
申請・届出 (法人設立届出の電子的 提出等の受付)	1,741市区町村	1,724市区町村 (99.02%)	17市区町村

<参考:未導入団体の内訳(平成28年1月現在)>

【申請・届出】 北海道北斗市、江差町、占冠村、雄武町、日高町、新ひだか町

千葉県銚子市、一宮町、睦沢町、大多喜町／東京都中野区、北区

石川県珠洲市、志賀町、穴水町／広島県江田島市／愛媛県八幡浜市

※下線の地方団体は、平成28年4月導入予定の地方団体。

都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用率

年度	全申告件数		電子申告 利用率
		電子申告による 申告件数	
平成21年度	3,867,184	925,347	23.9%
平成22年度	3,770,474	1,212,202	32.1%
平成23年度	3,747,211	1,482,431	39.6%
平成24年度	3,797,289	1,685,628	44.4%
平成25年度	3,819,710	1,885,761	49.4%
平成26年度	3,885,180	2,055,978	52.9%

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数（電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない）。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

市町村税における電子申告利用率

	年度	全申告件数	電子申告による 申告件数	電子申告 利用率
法人市町村民税	平成23年度	3,892,011	1,234,520	31.7%
	平成24年度	3,931,316	1,539,168	39.2%
	平成25年度	3,975,188	1,850,909	46.6%
	平成26年度	4,057,053	2,159,683	53.2%
固定資産税 (償却資産)	平成23年度	3,271,211	303,574	9.3%
	平成24年度	3,258,129	378,687	11.6%
	平成25年度	3,289,819	484,938	14.7%
	平成26年度	3,377,644	599,967	17.8%
事業所税	平成23年度	111,203	4,635	4.2%
	平成24年度	115,824	6,730	5.8%
	平成25年度	118,821	8,990	7.6%
	平成26年度	117,212	11,270	9.6%

※ 固定資産税(償却資産)及び事業所税については、東京都特別区分(東京都への申告分)を含む。

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

給与支払報告書の電子的提出による提出率

年度	全提出 件数	(参考) 電子的提出率 (eLTAX及び 光ディスク等による 提出率)	
		eLTAX 利用率	光ディスク等によ る 提出件数
平成23年度	75,384,347	6,819,022	5,573,103
平成24年度	75,956,697	9,088,478	5,459,952
平成25年度	77,326,760	20,190,234	4,525,356
平成26年度	78,789,120	23,359,913	3,974,061

- ※ 全提出件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた提出の全件数(eLTAX、光ディスク等の提出媒体、紙媒体の合計。訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ eLTAXによる提出件数は、当該年度内に受け付けたeLTAXによる提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ 光ディスク等による提出件数は、当該年度内に受け付けた光ディスク等の提出媒体による提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。

eLTAXの利用促進に向けた取組について（抄）

（平成28年1月7日付け総務省自治税務局企画課事務連絡）

2 eLTAX等の利用促進について

(2) 地方団体が手続主体となる場合におけるeLTAX等の積極的な利用

国が手続主体となる場合については、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、自ら率先してオンラインを利用することとされているところです。今般、国が手続主体となる国税・地方税関係手続におけるオンライン利用について、別紙2のとおり各府省あて事務連絡により、eLTAX及びe-Taxの積極的な利用を依頼しているところです。

各地方団体におかれても、市区町村への給与支払報告書の提出や国税当局への給与所得の源泉徴収票の提出など、地方団体が手続主体となる税務関係手続について、地方税法等の規定に基づき給与支払報告書等をeLTAX又は光ディスク等により提出しなければならない地方団体かどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX及びe-Taxの積極的な利用の働きかけをお願いします。